

令和 7 年 6 月 9 日開会  
令和 7 年 6 月 17 日閉会

# 令和 7 年 三 宅 町 議 会

## 第 2 回 定 例 会 会 議 錄

三 宅 町 議 会

## 令和7年6月三宅町議会第2回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月9日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
同意第4号の上程、説明、質疑、採決	7
同意第5号の上程、説明、質疑、採決	7
同意第6号の上程、説明、質疑、採決	9
議案第35号～報告第2号の上程、説明、委員会付託	10
報告第2号について	16
一般質問	16
久保憲史君	16
森内哲也君	18
梅本睦男君	31
辰巳光則君	37
池田年夫君	50
松本健君	56
渡辺哲久君	66
散会の宣告	77

第 2 号 (6月17日)

出席議員	79
欠席議員	79
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	79
職務のため会議に出席した者の役職氏名	79
議事日程	80
開議の宣告	81
議事日程の報告	81
常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	81
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
追加議案の上程	89
選任第4号の採決	90
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
閉会中の継続審査について	91
町長挨拶	92
閉会の宣告	93
署名議員	95

三宅町告示第71-3号

令和7年6月三宅町議会第2回定例会を  
次のとおり招集する

令和7年5月22日

三宅町長 森田 浩司

記

1. 招集日時 令和7年6月 9日 月曜日  
午前 9時30分 開会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和7年6月三宅町議会第2回定例会

会期日程表

令和7年6月 9日月曜日

9日間

令和7年6月17日火曜日

目 次	月 日 曜 日	開 会 時 間	摘 要
第 1 日 目	6月 9日 月曜日	午前 9時30分	定 例 会 開 会 (提案説明・一般質問)
第 2 日 目	6月 10日 火曜日		休 会
第 3 日 目	6月 11日 水曜日	午前 9時30分	総 務 建 設 常 任 委 員 会
第 4 日 目	6月 12日 木曜日	午前 9時30分	福 祉 文 教 常 任 委 員 会
第 5 日 目	6月 13日 金曜日		休 会
第 6 日 目	6月 14日 土曜日		休 会
第 7 日 目	6月 15日 日曜日		休 会
第 8 日 目	6月 16日 月曜日		休 会
第 9 日 目	6月 17日 火曜日	午前10時00分	定 例 会 再 開

令和7年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和7年6月9日月曜日午前9時30分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 瞳 男	久 保 憲 史	川 鰐 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	吉 弘 拓 生
教 育 長	大 泉 志 保	総 務 部 長	森 本 典 秀
公共インフラ整備推進部長	岡 橋 正 譲	住 民 生 活 部 長	宮 内 秀 樹
健 康 子ども部長	植 村 恵 美	教 育 委 員 会 事 務 局 長	出 口 正
会 計 管 理 者	田 中 修 三	監 査 委 員	堀 内 庄 左 工 門

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議 会 事 務 局 長	堀 川 佳 則	モニタ ー 室 係	今 中 建 志
モニタ ー 室 係	内 野 孝 彦		

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	松 本 健	6 番 議 員	渡 辺 哲 久
---------	-------	---------	---------

## 令和7年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

### 議事日程

令和7年 6月 9日 月曜日

午前 9時30分 開会

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                               |
| 日程第2  | 会期の決定                                    |
| 日程第3  | 同意第4号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について            |
| 日程第4  | 同意第5号 三宅町政治倫理審査会委員の選任について                |
| 日程第5  | 同意第6号 三宅町教育委員会委員の任命について                  |
| 日程第6  | 議案第35号 令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算について           |
| 日程第7  | 議案第36号 令和7年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について       |
| 日程第8  | 議案第37号 三宅町隣保館・解放会館設置条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第9  | 議案第38号 三宅町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第10 | 議案第39号 三宅町集会所設置条例を廃止する条例の制定について          |
| 日程第11 | 議案第40号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について          |
| 日程第12 | 議案第41号 工事請負契約の締結について（三宅町つながり総合センター解体工事）  |
| 日程第13 | 議案第42号 工事請負契約の締結について（今石井堰更新工事）           |
| 日程第14 | 議案第43号 財産の取得について（移動式エアコン）                |
| 日程第15 | 議案第44号 財産の取得について（住基系サーバ機器）               |
| 日程第16 | 議案第45号 財産の取得について（児童用C h r o m e b o o k） |
| 日程第17 | 報告第2号 令和6年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について    |
| 日程第18 | 一般質問について                                 |

---

◎議長挨拶

○議長（瀬角清司君） 定刻の時間となりましたので、始めてまいりたいと思います。

本日、令和7年6月三宅町議会第2回定例会を招集されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算についてをはじめとする議案11件、報告1件、同意3件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、スマートフォン等をお持ちの方は、電源をお切りいただきますよう、通話やSNS等のご利用はお控えいただきますようお願いを申し上げます。

---

◎町長挨拶

○議長（瀬角清司君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和7年6月三宅町議会第2回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、6月に入り、梅雨の気配を感じる時期となりました。例年、この時期は、台風や大雨に備えた防災対策が重要となります。この時期の異常気象等の影響が懸念される中、引き続き災害への備えを万全にし、町民の皆様の生命と財産を守るために、なお一層の取組を強化してまいります。また、どの地方公共団体でも同様ですが、本町においても少子高齢化や地域経済の活性化、子育て支援や教育の充実等、様々な課題を抱える中、この状況を踏まえ、今定例会においては、さきの3月議会で組替え動議の上、修正の対象となった事業について、議員の皆様から頂戴した多くのご意見やご提案内容を参考に、再度、事業を見直し、本議会の補正予算案として上程を行っております。どの事業も、本町の未来を左右する重要な取組であり、議員の皆様の声を真摯に受け止め、力を合わせて着実に前進してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出をいたしております案件でございますが、同意案件3件、補正予算議案2件、条例の改正及び廃止3件、その他の議案6件、報告1件の重要な案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（瀬角清司君） ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、令和7年6月三宅町議会第2回定例会は成立をいたしましたので開会し、直ちに本日の議会を開きたいと思います。

（午前 9時33分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（瀬角清司君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（瀬角清司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番議員、松本 健君及び6番議員、渡辺哲久君の2名を指名したいと思います。

---

#### ◎会期の決定

○議長（瀬角清司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをします。

本定例会の会期は、本日6月9日より6月17日までの9日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日6月9日より6月17日までの9日間とすることに決定をいたしました。

---

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（瀬角清司君）　日程第3、同意第4号　三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてより日程第17、報告第2号　令和6年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

日程第3、同意第4号　三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君）　同意第4号　三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任については、委員1名の任期が令和7年6月30日をもって任期満了となることから、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

選任する者は、西岡維佐子氏、再任でございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬角清司君）　ただいま説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君）　質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君）　起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定をいたしました。

---

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（瀬角清司君）　日程第4、同意第5号　三宅町政治倫理審査会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君）　同意第5号　三宅町政治倫理審査会委員の選任については、委員全員

の任期が令和7年6月30日をもって任期満了となることから、本年7月1日より、引き続き委員として再任する2名と新たに3名の委員を選任すべく、三宅町政治倫理審査会条例第5条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

再任となる選任する者は、畠中祥好氏、田矢治己氏、新任となる選任する者は、西山良次氏、木村 照氏、石黒良彦氏でございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬角清司君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（瀬角清司君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件についての討論を省略し、採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定をいたしました。

ここで、三宅町政治倫理審査会委員の西山委員、木村委員にご入場を願います。

（西山良次委員入場）

（木村 照委員入場）

○議長（瀬角清司君） ただいま本議会において、新たに三宅町政治倫理審査会委員に選任同意されました西山委員、木村委員より挨拶を受けることといたします。

まず、西山委員、演壇のほうへどうぞ。

（西山良次委員登壇）

○政治倫理審査会委員（西山良次君） ただいま政治倫理審査委員の選任にご同意をいただきました西山でございます。微力ではございますが、皆様方のご協力の下、職責を果たしてまいりたいと考えておりますので、関係者方々のご指導ご鞭撻のほど賜りますように、よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬角清司君） 次に、木村委員、演壇のほうへどうぞ。

(木村 照委員登壇)

○政治倫理審査会委員（木村 照君） ただいま政治倫理審査委員に選任同意をいただきました木村 照でございます。

もとより微力ではございますが、皆様のご指導ご鞭撻をいただき、政治倫理審査委員の職務を全うしてまいりたいと思っております。何かと関係方々のご指導ご鞭撻をいただき、よろしくお願ひします。大変簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございました。

ご苦労さまでございます。ご退場のほう願います。

(西山良次委員退場)

(木村 照委員退場)

---

◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（瀬角清司君） 日程第5、同意第6号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第6号 三宅町教育委員会委員の選任については、委員1名が令和7年5月31日をもって辞職することから、新たに委員を任命すべく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。任命する者は、福島哲也氏、新任でございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬角清司君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。  
質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（瀬角清司君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件についての討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定をいたしました。

ここで、福島教育委員会委員に入場を願います。

(福島哲也委員入場)

○議長（瀬角清司君） ただいま本議会におきまして、新たに三宅町教育委員会委員に任命同意されました福島委員より挨拶を受けることといたします。

演壇のほうへどうぞ。

(福島哲也委員登壇)

○教育委員会委員（福島哲也君） このたび、三宅町教育委員にご同意いただきました福島哲也と申します。

今回、教育委員というお話をいただき、身にしみる光栄でございます。また、一方で、責任の重さも痛感しているところでございます。三宅町の教育に少しでもお役に立てるよう努めてまいりたいという決意でございます。三宅町の子供たちの健やかな成長と地域社会の発展に貢献できるよう、誠心誠意努めてまいります。どうか皆様方のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げまして、大変簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（瀬角清司君） ご挨拶ありがとうございました。

ご苦労さまでした。ご退場を願います。

(福島哲也委員退場)

---

◎議案第35号～報告第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（瀬角清司君） お諮りします。

日程第6、議案第35号 令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより日程第17、報告第2号 令和6年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの議案11件、報告1件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

一括上程いたします。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和7年6月三宅町議会第2回定例会に提出をいたしました各議案等についてご説明申し上げます。

まず、補正予算2件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第35号 令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算についてご説明をいたします。

令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算については、主に歳入において、補助金の採択状況に伴う予算調整と、歳出においては、人事異動等に伴う人件費の減額とともに、住基システムCSサーバの更改費用、ローカルスタートアップ事業実施に伴う費用、旧地方改善事業の整理に伴う費用、Jアラート受信機の更新に伴う費用、小学校におけるICT環境整備事業に係る費用などを増額補正するものでございます。

歳入からご説明をいたします。

補正予算書の10、11ページをご覧ください。

9款地方特例交付金では、令和7年度固定資産税の税額決定に伴い、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金19万4,000円の増額を行うものでございます。

13款使用料及び手数料、2項手数料、6目土木手数料では、国土調査法に規定する地籍調査の成果の写しの交付手数料として7,000円の増額を行うものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務補助金では、ICT環境整備事業に充当していたデジタル田園都市国家構想推進交付金が不採択となったため、716万5,000円の減額を行うとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金事業において、一部の事業が不採択となったため、交付金531万8,000円の減額と、ローカルスタートアップ事業の交付金550万円の増額を合わせ、18万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、12、13ページをご覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金では、町単独事業の財源として財政調整基金繰入金5,000万円の増額と、ICT環境整備事業に充当していたふるさと納税基金繰入金397万円を財源調整のため減額するものでございます。

20款諸収入、6項雑入では、子どもの居場所づくり推進事業の財源であった人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業交付金が不採択となったため、地域社会振興財団助成金として165万4,000円の減額と、移住・定住・交流支援事業の財源であった地域活性化センター助成金161万円を減額するものでございます。

21款町債では、今補正にて予算化しているＩＣＴ環境整備事業の財源となるデジタル活用推進事業債1,630万円の増額及びＪアラート新型受信機更新業務の財源となる緊急防災・減災事業債400万円の増額を行うものでございます。

続いて、歳出のご説明をいたします。

まず、人件費の補正予算につきましては、14、15ページの1款議会費から、34、35ページの10款教育費において、令和7年4月1日付の人事異動及び退職に伴う人件費補正として、各予算科目の1節報酬、2節給与、3節職員手当、4節共済費、8節旅費において、それぞれ予算調整を行い、人件費全体で161万4,000円の減額を行うものでございます。

それでは、人件費補正以外についてご説明を申し上げます。

16、17ページ下段をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、4目企画費では、企業版ふるさと納税推進事業に係る職員旅費16万3,000円及び手数料323万4,000円の増額と、委託費において、住基系CSサーバ更改費用として2,541万2,000円の増額及びローカルスタートアップ事業を実施する経費として、その他委託料1,100万円の増額を行うものでございます。

次に、18、19ページをご覧ください。

同款、同項、7目交流まちづくりセンター費では、歳入でご説明いたしました移住・定住・交流支援事業助成金の不採択に伴い、負担金161万円を減額するものでございます。

次に、22、23ページ中段をご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、介護保険特別会計への繰出金20万円の増額を行うものでございます。

次に、24、25ページ上段をご覧ください。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、ティーンズLINK事業に係る経費として、その他委託料50万1,000円を増額するものでございます。

次に、28、29ページ上段をご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、2025大阪・関西万博で出店されるおにぎりに三宅町産の金ゴマが使用されることとなり、そのPR料として広告料10万円を増額するものでございます。

同款、2項林業費では、令和6年度森林環境贈与税の当初予算額から増額したことに伴い、その增加分を積み立てるため、積立金4万9,000円を増額するものでございます。

7款商工費、1項商工振興費では、奈良県スポーツ用品工業協同組合への補助金として45

万円を増額するものでございます。

次に、30、31ページ中段をご覧ください。

8款土木費、1項土木総務費では、旧地方改善事業の未買収地において整理を行い、このたび契約を締結することとなったため、公有財産購入費1,026万5,000円を増額するものでございます。

次に、32、33ページ上段をご覧ください。

9款消防費、1項消防費では、Jアラートの発信情報が細分化されることに伴い、受信機の更新が必要となるため、その他委託料407万4,000円を増額するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、教育委員会において外部有識者を活用するため、報償費100万円と旅費103万5,000円のうち、費用弁償として100万円を増額するものでございます。

同款、2項小学校費、1目学校管理費では、小学校におけるGIGAスクール及びICT環境整備事業に係る経費として、通信運搬費98万1,000円、手数料55万6,000円、34、35ページ上段をご覧ください。使用料4万3,000円、備品購入費452万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

最後に、36、37ページ上段をご覧ください。

款14、予備費、項1、予備費では、本補正の財源調整のため、予備費404万8,000円を減額するものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は、第1回補正予算後の45億886万6,000円に歳入歳出それぞれ5,628万4,000円を増額し、予算総額45億6,515万円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続いて、議案第36号 令和7年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について、主に、介護保険システムの標準準拠化に伴う経費を増額補正するものでございます。

では、歳入からご説明いたします。

9ページ、10ページをご覧ください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、後ほど説明をいたします介護保険システムの標準準拠化に伴う経費の財源として、一般会計より事務費繰入金20万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

11、12ページをご覧ください。

1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費では、介護保険システムの標準準拠化に伴う経費として印刷製本費20万円を増額するものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は、当初予算額8億8,527万9,000円に歳入歳出それぞれ20万円を増額し、予算総額を8億8,547万9,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続きまして、条例の改正2件及び廃止案3件についてご説明申し上げます。

議案第37号 三宅町隣保館・解放会館設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第38号 三宅町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定については、今年度実施するつながり総合センターの解体に伴い、センター内に設置されていた上但馬隣保館、上但馬児童館が除却されることに伴い、本条例から文言を削除するため、一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第39号 三宅町集会所設置条例を廃止する条例の制定については、こちらも、つながり総合センターの解体に伴い、センター内に設置されていた上但馬集会所が除却されることから、条例内で定める集会所が全てなくなるため、当該条例を廃止するものでございます。

次に、議案第40号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更については、組合の廃棄物処理施設の開業に伴い、組合事務所の位置を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により本規約を変更し、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、2件の工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

まず、議案第41号 三宅町つながり総合センター解体工事の請負契約の締結について及び議案第42号 今石井堰更新工事の請負契約の締結については、両工事において契約を締結すべく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、つながり総合センター解体工事についての契約の方法は一般競争入札、契約金額は7,325万100円、契約の相手方は株式会社前田産業大阪支店でございます。また、今石井堰更新工事についての契約の方法は一般競争入札、契約金額は7,832万円、契約の相手方は株式会社ミズハでございます。

次に、3件の財産の取得についてご説明いたします。

まず、議案第43号 移動式エアコンの財産取得については、総務課において避難所等に設

置する予定となる移動式エアコンを調達するに伴い、財産を取得することとなるため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規程により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は移動式エアコン、契約の方法は一般競争入札、契約金額は787万4,240円、契約の相手方は大和中央製薬株式会社でございます。

次に、議案第44号 住基系サーバ機器の財産取得については、経営戦略課において住基系サーバ機器を調達するに伴い、財産を取得することとなるため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規程により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は住基系サーバ機器一式、契約の方法は一般競争入札、契約金額は804万8,700円、契約の相手方は西日本電信電話株式会社奈良支店でございます。

次に、議案第45号 児童用クロームブックの財産取得については、教育総務課において小学校の児童用クロームブックを調達するに伴い、財産を取得することとなるため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規程により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は児童用クロームブック269台、契約の方法は随意契約、契約金額は1,769万4,820円、契約の相手方はキステム株式会社奈良本社です。

最後に、報告1件についてご説明申し上げます。

報告第2号 令和6年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、令和7年度に明許繰越を行った、基幹系電子計算システム業務費、戸籍住民基本台帳費、住民税非課税世帯等給付金事業、社会福祉施設等管理運営費、消費喚起支援事業、土木総務費、社会資本整備総合交付金事業、道路メンテナンス事業、道路維持管理事業、災害に強い町づくり事業、社会教育総務費の11事業における事業費並びに繰り越すべき財源について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

以上が今定例会に提出いたしました議案11件、報告1件の提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬角清司君） ただいま町長の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第6、議案第35号 令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより日程第16、

議案第45号 財産の取得について（児童用Chromebook）までの議案11件は、各常任委員会へ付託したいと思います。また、委員は全員でありますので、総括質疑は割愛します。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第35号 令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより  
日程第16、議案第45号 財産の取得について（児童用Chromebook）までの議案11  
件は、各常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

---

#### ◎報告第2号について

○議長（瀬角清司君） 日程第17、報告第2号 令和6年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰  
越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長の説明が  
ありましたので、これを報告といたします。

---

#### ◎一般質問

○議長（瀬角清司君） 日程第18、一般質問についてを議題といたします。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

---

#### ◇久保憲史君

○議長（瀬角清司君） まず、2番議員、久保憲史君の一般質問を許します。

○2番（久保憲史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。  
ごみ収集についてです。

4月より、一部の地域でごみ収集日の変更があり、また、指定リサイクル袋の廃止による  
1か月間の経過措置など、変更事項が多々多々ありましたが、ごみ収集を行っている中で混  
乱等はなかったでしょうか。また、今まで1年間のごみカレンダーを3月に配付していましたが、  
今年度は2か月に1回、広報への折り込み配布となっています。見やすいように色  
分けでカレンダーを作成いただいたとは思いますが、反対に見にくくなっていると住民の方々の声を伺っております。役場にも住民の方々の声が届いていると思いますが、このよう  
な住民の方々の声を受け、どのように考えておられますか。町長の所見をお伺いいたします。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 久保議員の一般質問にお答えいたします。

1つ目の一部の地域での収集日の変更及び指定リサイクル袋の廃止、経過措置等の変更による混乱がなかったのかについてお答えをいたします。

3月末までに各自治会で説明会を行い、また、広報等でも啓発を行ってまいりました。大半の方については、カレンダー等でご確認いただき、間違えることなくごみ出しをしていただいております。

しかしながら、経過措置終了後も間違ってごみ出しをされている方が少数ではございますが、おられることも事実でございます。その際には、袋にシールを貼らせていただき、原因が分かるよう対応させていただいております。また、再生資源の分別収集をより促進し、今後も可燃ごみや不燃ごみを削減する取組を皆様と進めたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

2点目のごみカレンダーにつきましては、私のところにも昨年度までのカレンダーのほうが見やすかった等の声をいただいておりますので、今後の状況も把握しながら、見直しを検討していく必要があると考えております。

以上で久保議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 久保議員、再質問。

○2番（久保憲史君） ごみカレンダーについて検討が必要だと思っておられるることは、年度内にカレンダーを変更していただけるとお考えでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 宮内部長。

○住民生活部長（宮内秀樹君） 久保議員からの質問に答えさせていただきます。

ごみカレンダーの7年度分につきましては、令和6年度予算で作成済みということありますので、年度途中での変更は、住民の方々にかえって混乱を来すことになりかねないということから、年度途中ではなく8年度のごみカレンダーの作成で検討し、見直してまいりたいと考えております。

現状で対応できることについては、早急で行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（瀬角清司君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） ぜひとも住民さんの声に応えらえるよう、早急の対応をお願いし、私の質問を終わります。

○議長（瀬角清司君） 久保議員の一般質問を終わりたいと思います。

---

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（瀬角清司君） 続きまして、7番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

森内哲也君。

○7番（森内哲也君） 議長から許可をいただきましたので、議場での発言をさせていただきます。

私のほうからは3点、質問をさせていただきます。

まず1点が、予算、3月ですね、予算否決とその背景にある対話不足について、ユーチューブ動画の「戦う首長が日本を変える」よりというタイトルがつきます。

2番目は、令和6年11月24日に行われた石見、三河、伴堂1丁目・2丁目の合同避難訓練のアンケートよりというタイトルです。

3つ目に関しては、三宅町の今後の教育の在り方についてということで、質問をさせていただきます。

まず1点目です。

3月の予算否決とその背景にある対話不足について、ユーチューブ動画「戦う首長が日本を変える」よりという形です。

令和7年度の予算案が否決された経緯を振り返っています。理事者側が真摯に作成された予算案であることは私たち議会も理解しております。その真剣に取り組まれたものにノーを突きつけるのは、議員としても大変大きなエネルギーを要する行為ではあります。できる限り、それは避けたいとはいえ、町の将来を左右する意思決定が住民の理解や関与を得ることなく進められていくとしたら、少し待ってほしいという感情が沸き起こってくるのは当然です。議員の私自身がそのように感じたのですから、町民の皆さんのが今回の予算案の中身を知らなかつた、あるいは、理解できなかつたということは、想像にかたくありません。

今回の否決の背景には、やはり対話の不足があったのではないか、そのように強く感じております。町長は、これまで幾度となく対話の重要性を訴えてこられております。ただ、自分の思いをしゃべるだけでなく、相手に理解してもらおうというのと同時に、相手のことを理解するという意味の対話であれば、私も非常に重要であると考えております。

そこで、確認したいんですが、現在、ユーチューブで公開されております「戦う首長が日本を変える」という番組というんですか、動画ですね。内藤佐和子さん、元徳島県の女性首長でした。高島宗一郎さん、福岡の市長さんです。あと、東修平さん、元大阪府の四條畷市

長と共に森田町長、2022年9月24日に行われたトークセッションの内容となっています。

まず、そのトークセッションの中で、「新しい自治とは」というお題に対して、動画の開始から9分ぐらいに町長の発言として、絶対に僕も理解されたくないし、理解されないぐらい先を走って、新しい未来をつくっていこうとしているというふうな形で発言をされております。そして、理解してもらえないんですかね、されない相手には、お前が、あんたがそういうなら仕方がないと熱意で分かってもらいたい、分かってもらうというような趣旨のこともおっしゃっておりました。

私は、この発言を社会の変化を見据えて、先手を打ちたいという強い信念からの言葉だと受け止めております。ただ、その一方で、誰にも理解されたくないという言葉の印象は、決して軽くはありません。町のトップが住民の理解を得ることなく進める施策には、私たち住民や議会はなかなかついてはいけません。

このトークセッションの次のお題として、「失敗から学んだことは」というお題を出されました、同じ場にいた福岡市の高島市長は、一步、あるいは、半歩先を行くぐらいがちょうどよい、そのようなことを実体験とともに述べておられました。この発言の対比にこそ、住民と歩幅を合わせる姿勢の違いがあるように感じます。

そこでお尋ねします。

町長ご自身は、住民や議会との対話を今後どのように進めていこうとお考えですか。また、誰にも理解されたくないという発言の真意をぜひご自身の言葉で説明していただけたらと思います。また、反対でも何でも話し合っていたら、反対していた人が、あいつがあかん、あれだけ言うんやから、もうしようがないんちゃうかなという人にだんだん変わっていく。なので、そういう空気が醸成ができたりする、そのような発言もおっしゃっておられました。

しかし、納得できない、理解できないままの空気というのは長持ちしないと私は考えております。それは、町長の頑固なかたくなな姿勢に対して、この人に何を言っても無駄だという諦めの空気という可能性はないですか。いかがでしょうかというのが1問目になります。

2問目、移させていただきます。

令和6年11月24日に行われました石見、三河、伴堂1丁目と2丁目の高等技術専門学校で行われた避難訓練のアンケートよりというタイトルです。

令和6年11月24日の午前中に石見、三河、伴堂1丁目・2丁目の合同での避難訓練が高等技術専門学校内の体育館を利用して行われたのは、町のほうでもご存じのことだと思います。つまり、京奈和道の東側の地域の自治会が合同で実施された避難訓練で、150名ほど参加さ

れたと理解しております。そのときのアンケート結果から、避難訓練を「必要ない」、「あまり必要ない」と回答された方はほとんどおらず、避難訓練はしたほうがよいと考えておられる、そんなふうに読み取れるアンケート結果でした。また、その頻度についても、「半年に1回」という回答が50%程度であり、避難訓練ということへの関心の高さがうかがえると私はそのアンケートを読みました。さきの一般質問でも、三宅町役場内における三宅町在住の地元の議員さんの数がとても少ないとことへの指摘があったことと思います。いざというときには、住民さん自身が頑張っていただかないといけないという事実が突きつけられております。

そこで質問です。

この訓練後に行われたアンケートには、様々な意見や課題点が記載されていますが、町としてはどのようにフォローしていくつもりでしょうか。所見をお願いいたします。これが2番目です。

3番目、移りたいと思います。

三宅町の今後の教育の在り方についてというタイトルです。

今回の予算案が否決されるに至った最大の理由、それは、私は式下中学校の給食費に関する不公平な負担の問題だと強く感じております。そして、同時に、削除された教育分野の未来の学校プロジェクトの予算についてなんですが、約2,000万円ぐらいの金額が丸ごと取り下げられることになりました。一部だけでも残して、できることから始めるという道もあつたはずだと思っております。けれども、そうせずに理事者側の協議の上で、全部を取り下げた。私は、そこにもう一度、立て直す、今度こそ本気でやり直すというような強い決意の表れを感じております。

思い返せば、これまでも教育フォーラムなど、三宅の教育について語り合う場が何度か開かれてきました。そういう動きの中で、この未来の学校プロジェクトは、常に静かに動き始めていたのではないでしょうか。だからこそ、今、改めて問いたいと考えております。

この未来の学校プロジェクトは、一体どういったものなのか。三宅町はこれから子供にどんな未来を見せようとしているのか。それをこの議会という場で、ぜひ町民の皆さんに向けて、正式な場として、言葉として、記録として、しっかりと使えるような回答をいただけたらと思っております。

以上の3点、再質問は自席のほうからさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

なお、予算案否決とその背景にある対話不足についてと、「合同避難訓練のアンケートより」のご質問については私から、3つ目の三宅町の今後の教育の在り方についてのご質問は、教育長からお答えをさせていただきます。

では初めに、予算案否決とその背景にある対話不足についてのご質問にお答えいたします。

まず、約3年前の「戦う首長が日本を変える」というトークセッションで、私が発言した真意についてですが、既存の価値観や常識を超え、道を切り開く覚悟が必要であるとの思いを込めたものでございます。新しい町づくりから新しい未来を目指すには、多少なりとも何かを革新し、時には変革をもたらす必要もあると考えます。また、自分自身の力で新たな町づくりを目指すため、さらに、未来の可能性を広げるための一つの手段として、対話を大切にしてまいりたいと考えております。対話は、積極的に住民や議員の皆様からの声に耳を傾け、信頼関係を築くことからであり、そのためには、透明性を持って情報を提供し、ご理解をいただく機会を設けること。一方的に伝えず、意見や懸念を積極的に受け入れ、共に解決する姿勢を示すことが重要であると考えます。そのようなことを積み重ね、様々な選択肢の中で、何がいいのかをみんなで探っていくこと、すなわち、納得感や合意部分をつくることが対話の役割であると考えております。今後も対話を通して、私自身の熱意を伝えるとともに、常に三宅町のために何ができるかを考え続けてまいりたいと思います。

2点目の「合同避難訓練のアンケートより」のご質問にお答えいたします。

議員お述べの合同防災訓練は、一時避難所である奈良県高等技術専門校の体育館を利用し、その避難対象地域である4つの自治会が自主的に合同で実施されたもので、この取組で災害について家族や地域で話し合うきっかけとなり、災害対応の備えとして非常に有意義なものであったと感じています。

では、訓練後のアンケート結果から、町はどのようにフォローしていくかとのご質問ですが、行政として対応すべきご意見も頂戴しており、そのことも踏まえてご回答とさせていただきます。

まず、備蓄品について、種類や数量を増やしてほしいとのご意見ですが、議員もご存じのとおり、一時避難所としている奈良県高等技術専門校の体育館は奈良県の施設であり、備蓄品の保存庫としてスペースには限りがあります。現在、食料、毛布、防災機器類を保管していますが、避難者にとって何が優先的に必要となるかの整理を行い、対応してまいりたいと

考えております。また、町全体としても地域防災計画に基づいた整備を引き続き果たしてまいりたいと思います。

次に、町内放送、いわゆる防災行政無線のことと思われますが、聞こえにくいという意見について、以前から相談がある方には戸別受信機の貸出しや、不具合があれば交換等を行い、対応している状況でございます。ただし、機器を整備してから年数も経過しており、保守の面からも、今後、機器の整備をどのようにするのか、今年3月議会で川鰐議員のご質問にもご回答させていただいたとおり、様々なツールの活用の付加価値も含めて検討しているところでございます。最終的にアンケートのご意見を踏まえながら、迅速かつ正確に情報を伝えられるよう整備を図ってまいります。

次に、体育館のトイレについてのご意見ですが、一番多いご意見がトイレの洋式化でした。先ほども触れましたとおり、本施設は奈良県の持ち物であり、借用している都合上、一方的に改修工事をすることは困難と思われます。災害時は水道も断水となる場合も想定できることから、町としても広域避難所での利用を含めた洋式タイプのポータブルトイレの整備を進めているところであります、今年度の交付金事業としても、数は限られておりますが備蓄する予定をしております。

なお、その他様々なご意見も頂戴しているところでありますが、このようなご意見は、町が防災対策を進める上で大切な声であり、今後、整備に向けて優先度と必要性を考慮しながら、的確な災害対応ができるよう検討してまいりたいと思います。

最後に、災害が発生したときは、まず、自身にけががないか、動けるか、逃げる必要はあるかなど、自分自身の身は自分で守ることが最優先です。そのためにも、日頃から食料品や簡易トイレなどの備蓄品などを準備し、ふだんより災害に対する備えを万全にすることが非常に重要になっております。公助の機能には限界があり、災害の被害を最小限に抑えるためにも、平常時から自ら取り組む自助、地域で取り組む共助の重要性をご理解いただくためにも、今後も本町の防災意識の向上に努めてまいりたいと思います。

これで、私の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 私から、三宅町の今後の教育の在り方についてのご質問にお答えいたします。

森内議員におかれましては、三宅町の今後の教育の在り方についてという本町教育の未来を左右する極めて重要なご質問をいただき、誠にありがとうございます。

3月議会におきましては、未来の学校プロジェクトとして、フィンランドや広島県福山市などの先進的な学校視察、そして、町民の皆様とのタウンミーティングの開催、さらには、学校建築に深い知見をお持ちの方をスタッフとしてお迎えするための人事費などを一つのパッケージとして、総額1,900万円の事業予算をご提案させていただきました。

しかしながら、私の丁寧な説明が不足しており、議員各位のご理解を得られず、否決という結果となりました。この場をお借りしまして、改めて熱心なご審議を賜りましたことに深く感謝申し上げますとともに、議員各位のご期待に沿えなかつたことに対し、改めて心よりおわび申し上げます。

本日は、改めて、議員ご質問の核心である未来の学校プロジェクトが真に目指すもの、そして、私たち三宅町教育委員会が本町の子供たちにどのような未来を描き、それを実現しようとしているのかについて、より詳細にご説明申し上げたいと存じます。

私たちが希求する未来の学校とは、単に最新の設備を備えた箱物としての学校ではありません。それは、子供たちが激動の未来社会をたくましく生き抜き、自らの可能性を最大限に開花させ、そして、何よりも生涯にわたって幸福を感じながら生きていくための生きる力を育むための学びの共同体です。

これまでの学校教育は、知識の詰め込みや偏差値に代表される学力偏重の傾向が強かつたと言わざるを得ません。もちろん、基礎的な知識や学力は、子供たちが社会で活躍するための重要な土台となることは間違ひありません。しかし、情報化が高度に進み、技術革新が目覚ましい現在においては、与えられた知識を効率よく習得する能力だけでは、眞の意味で社会の変化に対応し、自らの人生を切り開いていくことは困難です。

そこで、私たちが特に重視したいと考えているのは、非認知能力の育成です。具体的には、自ら課題を発見し、課題に向けて粘り強く探求する力、多様な他者と協働しながら、新たな価値を創造する力、そして、困難な状況にも屈せず、自らを律し、目標に向かって努力する力などです。これらの非認知能力こそが予測不可能な未来を生き抜く上で、子供たちにとつて、かけがえのない財産となると確信しております。

平均寿命が100年を超える時代が現実となろうとしている今、子供たちはこれから、私たちと違つて、想像もつかないほど長い人生を歩んでいくことになります。この長い道のりにおいて、社会の急激な変化に柔軟に対応し、様々な困難を乗り越え、自己肯定感を持ちながら、主体的に人生を謳歌していくためには、認知能力と非認知能力をバランスよく育む教育が不可欠です。

私が教育長に就任して以来、まず取り組んだのが、まさにこの理念を具現化した第3期三宅町教育大綱の策定でした。「子どもたちは未来からの留学生」という少しユニークなテーマを掲げ、子供たちのみずみずしい感性や未来への希望を大切にしながら、子供たちと一緒に、この教育大綱を策定いたしました。

現在、三宅幼稚園、三宅小学校においては、この教育大綱に基づき、遊びを通じた学びや主体的な環境活動、そして、豊かな人間関係を育むことを重視した教育・保育が着実に進められつつあります。

現在、三宅小学校、式下中学校の老朽化は、本町教育における喫緊の課題であり、その解決は避けて通れません。もし、これらの学校を更新するのであれば、私たちは単に老朽化した建物を新しくするという消極的な姿勢ではなく、10年後、20年後、さらには、50年後の未来を見据えた革新的な学校に創造すべきだと強く考えております。校舎の建築は、まさに100年に一度、あるかないかの本市にとって、極めて重要な事業です。大きなチャンスです。もし、過去の学校教育の成功体験や従来の学校のイメージにとらわれたままの建物を充ててしまえば、その完成と同時に、時代遅れの最も古い考えに基づいた学校となってしまう可能性すらあります。私たちが思い描く未来の学校の校舎は、固定された教室という概念にとらわれず、子供一人一人の興味や進歩に応じた個別最適な学びが柔軟に展開できるような、多様で流動的な学習空間を持つべきです。ＩＣＴ環境を効果的に活用し、子供たちが主体的に情報にアクセスし、学びを深めることができるような環境も不可欠です。また、子供たちが様々な活動を通して、仲間と協働し、多様な価値観に触れ、社会性を育むことができるような交流スペースや共有スペースも重要です。地域の方々との交流を促進し、地域社会で、地域全体で子供たちを育むという姿勢も、これからの中学校には不可欠だと考えます。

さらに、子供たちが自らの興味・関心に基づいて、自由に学び、自ら考え、自ら決定することに喜びを感じ、自己肯定感を育むことができるような教育活動を展開することが重要です。そして、失敗を恐れずに挑戦する気力や、生涯にわたって学び続ける意欲、困難な状況を乗り越えるレジリエンスといった非認知能力をしっかりと育むことができる教育こそが、これからの中学校を生きる子供たちにとって、最も大切なものと思っております。

そのような学びを通して、子供たちは自己肯定感を高め、他者との協調性を育み、困難を乗り越える力を身につけ、生涯にわたるウエルビーイングを実現していくことができると信じています。そのような学校を未来の学校として、私たちは子供たちに示したい。そして、そのための準備を着実に進めていきたいと考えております。

3月議会で否決されました未来の学校プロジェクトのための予算につきましては、議員各位からの貴重なご意見を真摯に受け止め、その必要性や具体的な内容を改めて精査し、より一層ご理解いただけるよう努めながら、改めてご提案させていただきたいと考えております。本町の未来を担う子供たちのために、今、私たち大人が真剣に考え、行動すべきことは何か、それは、過去の成功体験や先例踏襲主義にとらわれることなく、変化の激しい社会の潮流を的確に捉え、子供たちが真に必要とする力を育む教育を創造することであると私は強く信じております。何とぞ議員各位におかれましては、本町の輝かしい未来を築く子供たちのために、未来の学校づくりに向けた私たちの挑戦に深いご理解と温かいご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 森内議員、再質問。

○7番（森内哲也君） そうしたら、再質問させていただきます。

まず、対話の不足についてということです。

対話、実は、私にもあまり苦手でないなという自分の意識があるので、気になっているという点ではあります。対話、対話と言うんですけれども、誰と対話するか。例えば、議会、議員と理事者、あるいは、町長と上司と部下みたいな、いろんな対話があると思います。私の感じているところは、割と職員さんの町長とかとお話しはされているのじやないかなという、これも個人的な感想にはなるんで、そんな気がしております。ただ、議会とはちょっと少ないかなというふうにも思っております。回数よりも深さ、対話、話合いのというふうに思っております。例えば、ここにもちらっと書いたんですけども、町長と話をして、熱意で分かってもらうねんという、お前がそんなん言うんやつたら分かったというのも、当然、あるけれども、たまには、俺分からへんけれども、知らないなというのとか、裏腹なので、分からへんという理解、これを収めるというのは、やっぱり長続きしないというので、その辺どうなんでしょうか。職員さんとか言いにくいこととか、町長が考えておられることに、いや、僕はそんなふうに感じないんですけどもみたいな意見が当然あると思います。それをあえて聞くとか、受け入れるとか、反対とか、ちょっと違いますみたいな異論、その辺は、町長は柔軟的に受けてくれていて、考えが反映されたりみたいなことは、どんなふうに捉えておられますか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 貴重なご質問、ありがとうございます。

基本的に、いろいろ職員のほうからこれは駄目じゃないかとか、こうしたらいんじやないかとか、対話の中で、私たち、職員とも大切にしているのは心理的安全性、決して否定されることじゃなくて、どうすれば前向きに、より建設的な対話をしていくかというところを大事にしております。聞くこと、また、心理的安全性ということで、何を言っても大丈夫だという空気感をどうつくるか。これは対話の中で、非常に重要な要素でございます。相手の意見を決して否定することなく、受け入れながら、どうしていくのかという前向きな話し合いをしていくというのが対話の基本のところでございますので、そういった部分は非常に大切にしておりますし、また、各部長にも、後ほど平場でも聞いていただいたらいいと思いますけれども、かなりそういった、こっちのほうがいいんじゃないかとか、右と思っているけれども、左のほうがいいんじゃないかとか、そういった話し合いはふだんからさせていただいているし、副町長来ていただいたことによって、さらにその部分というところが、より深まっているというのが、今の現状として認識をしているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

心理的安全性という言葉も、最近、とみにいろいろ聞くかなと思います。ただ、一点言えるのは、俺、心理的安全性つくっているやろうというふうに言われないといけない。自分が心理的安全性をつくってはいけないという言葉という理解、ひょっとしたら上から目線で申し訳なんですけれども、町長には何でも言いやすいわという、職員さんに思ってもらうということを非常に大事にしていただきたいなと思っております。

それと、もう少し気になっているのは、今回、否決ということで、こういうこと起こりましたけれども、いろいろお話を聞いていると、説明、ちょっといろんなこと言い過ぎたから、議員に対して誤解が生まれたんじゃないかなみたいなことも、ちらっと耳に入ってきたりするんですけども、それは決して、僕は間違っていると思っています。というのは、やはり、こうですと説明したときに、いや、違うでしょと誤解があったら、それを直す、いや、ちゃうんです、そういう意味とちゃうんですという、その結局は、深さの話になってくるんですけども、当然、言っていることが伝わるほうがなかなか奇跡というか、そのままという理解をもらえるというのは珍しいかなと思っているので、誤解が生まれることをぜひ恐れずに、失敗、チャレンジするというようなこともおっしゃっていますので、なので、説明し過ぎた、言い過ぎたとかというよりかは、時間、説明する時間がちょっとギリギリ、遅過ぎたとか、もっと回数を重ねるというようなことが必要だと思っています。やはり対話ということにす

ると、議会議員さん、我々と理事者側の対話のところがちょっと少ないのかなというんで、もう少し時間、やはり対話というのは、理解してもらうのには時間かかるかなと思うんで、早めに、特に新しい事業であったり、今までと変わったことをするということであれば、早めの説明なり、当然、我々それ聞いて、こんなことどうなっているのか、あんなことと出てくるので、その辺は気をつけるというよりも、これも上から目線の言い方になりますけれども、お願いしたいところではあります。

以上、このことに関しては、何かありますか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今の意見しっかりと受け止めて、今後どうしていくかというのは、また、議会のほう、瀬角議長をはじめ、皆さんともコミュニケーションを取りながら、どういう形がいいかというところは、話し合いを続けていくというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

町長は、ここ、その動画等でも理解されなくてもいいとかと言って、僕、それだけ先に行ってくれているんやというふうに解釈します。決して、言葉のそのままの意味で取ると、強いと思わんこともないですけれども、なので、町長の周りにおられる幹部の職員さんがそこだけは必ず理解しておいてもらって、俺、ちょっと未来へ行ってきますとかというので、説明しておいてねという部分は大事にしていただけたらと思います。

取りあえず、次、移らせていただきます。

職業訓練校の体育館を利用しての避難訓練のことです。

丁寧な回答をありがとうございます。もう一度、先ほど回答あったかと思うんです。この合同避難訓練というのは、町のほうでやってくださいというようなことで始まった避難訓練ではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 森内議員、お見込みのとおりでございます。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

そういうことであれば、先ほど、最後のほうの回答がありましたけれども、なかなか公助、役場から人は何か本当にあったときには、なかなか来ないよ、来るのは最後の最後ですよ、自助・共助大事にしてくださいというような回答もあったかと思います。まさに、共助の部

分で住民さん自ら、俺ら何とかしようやという動き、すごくいい動きだと思いますので、もっとやってくださいというのはどうか分かりませんけれども、やはりその場で出た意見なり、自分らで何とかしようやという思いは、それこそ伴走、伴走という言葉、三宅町言いますけれども、非常に町のほうとかでも、しないといけない部分ではあると思いますので、先ほどの回答も、伴走するよというような回答に僕は受け取ったんですが、そういう理解で大丈夫でしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） こちらの訓練のほうにも、役場の担当職員が参加をさせていただいておりました。各自治会の方々と、またそういったところで役場として、今回、備蓄品がここにあるであったり、こういうふうになっていますという説明もさせていただきながら、職業訓練校の皆さんと連携をして、こういった災害があった場合、どうしようかという話合いもその場で直接、住民の方から意見を担当職員も聞かせていただいたというところが非常に重要であったかなと思いますので、そのいただいた声をどういうふうに皆さんと町づくりにおいて進めていくかというところは、今後の課題として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 具体的に職業訓練校、学校の鍵とかどうしようかという話も、たしかあったとは思います。やはり共助ということで、皆さんで何とかする思いに応えるということであれば、鍵の管理なんかも任せもらえるといいのかなと思いますので、そのあたりもいろいろと公助という形ができる範囲で、当然、県の施設なので、どこまでの声が通る、通らへんと分かりませんというような回答もあったとは思いますけれども、ぜひぜひ、住民さん自らの何とかという部分が応援していただけたらなど強く思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、教育のほうです。

丁寧な、熱い回答ありがとうございます。

実際問題、三宅町の教育というのは熱いねというふうな感じは、すごく近くで見ていて受け取ります。それがどこまで住民さんに伝わっているかというのは、ちょっと疑問かも分からぬんですけども、これもやはり、町長がいろいろ、それこそ理解されずに飛び回っておられたみたいな結果かなとも思っております。やはり、その熱というのを伝えていかないといけないと思っております。今、思いの部分で、非常に回答をお聞きしていく、心打たれ

るようなところもありました。具体的に、徳留先生何かも来ていただいております。今回も、教育委員さんからもいろいろと見識のある方とかも任命ということありますんで、その辺の幼稚園だとか学校だとか、教育委員会とかの連携というか協力みたいなところの具体的な体制とかというんですか、お話できることがあれば、お伝えいただけたらと思います。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 校園長会と申しまして、月に1回は必ず定例会を開いております。そこで綿密な連携を取らせていただいている。そこには式下中学校の校長先生も一緒にやって、お話をさせていただいているが、もちろん、それ以外にも、今では、奈良県ではチャット機能というようなことで、いいネットアカウントと申しまして、グーグルのアカウントを付与されており、これを通じて、チャットで連絡を取り合うというのは、これまで以上に綿密にできておりますので、本当にしょっちゅう連絡を取り合っております。ましてや、徳留園長につきましては、毎朝、出勤時にお話しをする機会もございますので、ここでも数分ではございますが、毎日のようにお話しをさせていただいております。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

教育に関して、教育長のほうから非常に熱い思いとこれからのことをお聞きしました。町長も、今、教育長言わされたことをバックアップする、同じ思いですみたいな形でよろしいのかという確認をしたいというのが1点です。というのは、これも究極問題で、教育長、否決された案件にはなりますけれども、理由になった案件になりますけれども、教育長はゆゆしき事態である、放っておいたらあかんというようなことをおっしゃっておられました。ただ、それをゆゆしき事態を放っておいたらあかんのに、予算で放っているやん、あれどうなってんねやろという、非常にその辺の対話というんですか、どういう意志の疎通になっているというのは、はたからというか、議会から見て、非常にあれというようなことありました。ということなんで、ぜひ、確認、町長にも教育長のこの思い、形でいますというような強い一言いただけたらなと思います。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

もともと大泉教育長、来ていただいたというところでは、私自身もこういう未来像を描いていた部分がありまして、ただ、これを首長サイドから学校現場に落とすと、非常にハレーションが高まるだろうなというところを容易に想像ができました。この未来像を現場にハレ

ーションなく、皆さんと共にてくれる人というオーダーで、新たな教育長を探している中で、大泉教育長に出会ったというところもございますので、これ、大泉教育長の思いと私の思いというのは、全く一致しているところでして、目指す未来像が本当に一緒になっているからこそ、ここで、今、教育長として尽力をいただいているというところでございます。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 今、ハレーションなくおっしゃいましたが、新しいことしようとすると必ず起こります。なので、ハレーション、さっきも対話のところでちらつと言ったんですけども、相手に理解してもらおうとかというと、それこそ価値観と価値観の戦いとは言いませんけれども、相手には相手の思いがある。こちらにはこちらの思いがあるんで、ハレーション、やっぱり起こって当然だと思いますので、乗り越えていかれる人材という意味で、大泉教育長のことをおっしゃっていただいていると思いますので、ハレーションを恐れることなく、我々のほうも応援したいとは思っておりますので、ぜひチャレンジ、三宅の教育、熱いというふうなことになればいいかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 誤解を与えたなら申し訳ない。ハレーションなくというのは、必ず起きると思います。こういうことをやっていく中で。それを最小限に理解をしてもらいながら、理解ができないからバーンと分かれるのではなくて、ハレーションを起こりながらでも乗り越えていくというところと一緒にできるというところを目指しているという認識で、必ずハレーションは起きるもんだという認識の下、させていただいている。これ、今でも何もないかというと、やっぱりいろんな先生の異動があつたりとか、まだまだ職員さんの中でも理解できていない部分というのが確かにあると思うので、そういったところをチーム一丸となって、これから自らも学びながら、僕たちも学びながらやるというところが必要かなと思いますので、一緒になって、議員の皆さんもそうですし、職員もそうですが、いろんな先進地も含めて、共に学びながら理解を深めていくということも、今後していきたいなというふうに考えておりますので、誤解が、ハレーションがなくというところの言葉の誤解があってはならんと思いましたので、そういったところでご認識いただけたらと思います。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 本当に細かいこと言うようですけれども、もちろん、おっしゃるとおりなんです。例えば、今の発言の中でも、まだ分かっておられない先生がおる。分かつておられないんじゃなくて、それは、その先生が培ってきたそういう価値観なんですよ。分

かつてはるけれども、私はそうじやなくて、こっちのほうがええと思うんやけどというところなんで、分かっておられないと言うと、その先生は何じやこりやという、そこで、それこそハレーション生まれると思うんで、ちょっと細かい気遣い要るかなと、非常に思うところなんで、その辺はやっぱり、トップに立たれているんで、すごく気遣いしたほうが、僕が言うのもすごい変なんですけれども、思うところなんです。町長なんかは、その辺、非常に上手で、ぜひぜひ、せっかく来ていただいているんで、いろいろ皆さんのお力を借りながら、森田町長、いいところすぐやる、裏を返せば、下の部分で抜けている部分もいっぱいあるということではあると思うんで、周りの方には理解してもらって、フォローしてもらって、三宅、いいほうに向かっていけばいいなと思いますので、すみません、細かいことを指摘するようですが、思います。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 貴重なご意見ありがとうございます。

しっかりと受け止めたいと思います。私自身もまだまだ未熟でございます。至らないところ、多々あると思いますので、そういったところはご指導賜りたいと思いますし、今、森内議員おっしゃったことというのは、非常に大切だというふうに思っています。そのためにも、私自身、足りないところを補っていただくためにも、この副町長をはじめ、教育長はじめ、この部長も含め、職員全体で補っていきながら、皆さんの声にしっかりと耳を傾けるということが私にとっては大事かなというふうに思います。そういう耳の痛い指摘に対しても、しっかりと受け止めるという姿勢をこれからも大切にしていきたいというふうに思いますので、至らないところがあれば、ぜひ、気軽にご指導いただけたらと思いますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（瀬角清司君） 森内議員、再質問は。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

○議長（瀬角清司君） よろしいですか。

そうしたら、これで森内哲也君の一般質問を終わりたいと思います。

---

#### ◇ 梅 本 瞳 男 君

○議長（瀬角清司君） 引き続きまして、1番議員、梅本瞳男君の一般質問を許します。

○1番（梅本瞳男君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

県有地の石見地区の活用について一般質問させていただきます。

昨年5月21日、町づくり協定書の一部内容変更に係る覚書の締結がされました。目的として、三宅町内における地域経済の発展や雇用創出に向け、本町と県が相互に情報や意見の交換に努め、協働により石見地区の県有地を核とした町づくりに取り組むとあります。覚書の締結をしてから1年になります。その後、発表されたヤング・イノベーション・レジデンスの開校目標2030年まで5年を切りました。この1年間、タウンミーティングやサマースクールなど、事業に対して様々な取組をされてこられました。以前の一般質問のときにも、住民さんのご意見、学生さんのお声、大変参考になりましたとお答えになっておられます。

そこで質問です。

本事業に対して1年かけて取り組んでこられたのですから、情報の収集はされ、結果は既に出ていることと思います。三宅町がどのように取り組まれていくのかをお答えください。具体的に、計画的にお願いいたします。再質問は自席からさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 梅本議員の一般質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、現在、奈良県においては、本町に所在する7.7ヘクタールの県有地活用のため、2030年度をめどとし、産業の強化、雇用の創出、人材育成をテーマとしたヤング・イノベーション・レジデンスを整備予定です。

議員お述べのとおり、昨年度は本町として、6月1日タウンミーティングを、奈良県としては、9月末にサマースクールを実施され、このような取組の中からご意見を賜り、県とも情報共有に努めてまいりました。特に、本町のタウンミーティングでは、参加くださった年齢層は、50歳以上の方が多く見られましたが、半数以上の方が説明に対し、分かりやすかつたとのご感想を持たれ、石見地区の県有地活用についても、約同数の方が理解が深まったとのご回答を賜ったものでございます。

その後、奈良県においては、今年3月に基本構想を策定され、今般、公表されたところであります。構想の詳細については、この場でのご説明は省略いたしますが、今年度、基本計画の策定を進められる予定です。今後、この基本計画においては、事業費、事業スケジュール、事業スキームなど、具体的な検討に入っていくものと聞いており、基本計画と並行して、若者からの提案を反映させるための事業も進めていかれるようでございます。

本町といたしましては、今までどおり、県と情報共有を図りながら、この地区が若者・企業・地域住民が集まり、交流から共に成長する場所となるよう、さらに体制を密にし、連携を図ってまいりたいと考えております。

以上で梅本議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 再質問、梅本議員。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

私がこの一般質問提出させていただきましたのが、この5月21日、県から新しい事業計画を出される前でございましたので、そのことに対しては触れていないんですけども、今、町長から言わされましたように、去年1年間、県の9月のサマースクール、また、タウンミーティング、一度されましたけれども、今、町長がおっしゃったように、三宅町でタウンミーティング、これはアンケートだと思うんですが、私が聞いている、終わってから、私も参加させていただきましたので、終わったときに皆さんから聞かせていただいたのは、やはり、三宅町としてどうなっていくのというのが聞きたかったんやけれども、県の事業の説明だけやった。そこはよう分かったけれども、じゃ、三宅町として、これからどうしていくんやということが分からないよねというお声がすごく多かったです。その旨、中で2回目、3回目というのは、タウンミーティングとしてされるのかなとは思って、待っていたんですけども、そこは全くされない状態でサマースクール。その中で、町長が考えておられる県との情報共有、また、三宅町から県へ、いろんな要望はされていると思います。その要望があるのであれば教えていただきたいんですけども。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 地元からのご意見として、やはり防災に寄与する施設の機能というところ、これは県のほうにも伝えております。また、県としても住民様への説明会というところをぜひ進捗、今年、昨年度、基本構想策定になりましたので、そこの事業進捗というところも説明会を開始してほしいということを要望させていただいているところでございます。また、スケジュール感等々もそうですし、また、町として協力しないといけないところ、地区計画であったり、マスタープランの改定であったりというところもございますので、開発に係るところの町としての役割というところも、県と連携をしながら密に進めているところでございますので、そういう個別具体的な町として行わなければならないところ等々の連携も、今、県としっかりと連携をしながら進めているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

このたび、川西町のサッカーの視察を県の知事が行かれたという、三宅の寮の視察も同時にを行うというふうなことがありましたけれども、そのことに対して、何か聞かれていること

というのは。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 知事が寮の視察行かれたということについてですか。私、直接はちょっと知事とお話しする機会がなかなかないものですから、個別具体はお聞きはしておりません。また、川西のほうは、交渉というところでトップとの、先方のところの交渉というところがあったので、川西の小澤町長と共に行かれたということではお聞きをしているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） これから三宅町を大きく変える大きな施設だと思います。それに対して、川西は連携があるから、そこはいいですけれども、三宅町として、県の知事が視察に行かれるのであれば、どんな用事を、どんな形を取ったとしても、どういう形であったんだということは、知事の意見はまず聞いて、それを三宅町に落としめるのか、大きく変わってきているのかということは、町長としてそれはされるべきかと思うんですけども、今までその情報がいっているのに、会わなかつたというのは、何かそんなに会えない理由があるんですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 計画自体に大きな変更はないというところがございます。どういうふうに反映するかというところも、まだ担当同士でも話を聞いている中で、その視察を行ったことによって、どう反映するかという中の話というのは、なかなか進んでいないところがあるようですので、今後、基本計画において、そういったところが出てくるかなというふうに思いますので、そういったところは、しっかりとコミュニケーションを取ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） 先ほどの森内議員の話もあるんですけども、そこが多分対話だと思うんです。三宅に大きなものができる。それに対して、三宅の地区が大きく変わる。その可能性があるわけですから、そのところをやはり密にして、知事が面倒くさがるくらい、いろんなことを言うて、聞いて、聞いて、問い合わせていって、それで三宅町の要望をしっかり伝えていくことによって、やはり三宅のためになるような、今、先ほどおっしゃった防災のことについても、もっとしっかりと取り入れてくれるでしょうけれども、そこが県サイドで待っていて、その話をして、協議をするのであれば、どうしても県主導になってしまいます。

やはり、三宅町でやる以上は、三宅町にどうやつたらいい施設になるのか、また、その施設の周りがどういうふうによくなっていくのか、そのためにどうしていただくのかというものを全般的に考えないと、三宅町に土地を譲っていただいた方、これから三宅町に住んでいただいている方、そこは物すごくやはり僕ら、町民さんとお話しをさせていただいていて不安なところあります。やはり、今、川西、田原本におきましては、免許センターであったり、サッカーであったりというものはあります。それは、別に県だけで、ほかのやつがやっている仕事なので問題はないんですけども、だけれども、それが来ることによって取り巻く町の仕組みづくり、どうやってその人たち、来る人たちをどういうふうにそこにとどめていくんだ。どういうふうな形をするんだということを町としてまず考えていくって、それを県に提言していかないと、ただ、物ができてやるだけ。なので、今度のヤング・イノベーションにしても、奈良県からスタートアップできるような、以前に否決があったように、スタートアップもそうですけれども、三宅町から一足飛びに外に飛んで行ってしまったんでは、ただ施設利用するだけで、三宅町に対して何らメリットというのは出てこないように思います。だから、町として考えるものというのは、三宅町が大きくできるものがあって、新しくそこを踏まえて、何をすべきかということを考え、知事と話をするべきだとは思うんですけれども、三宅町として、町長としてどういうふうに町づくりをしたいかという構想はあるんですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 構想というか、そのための当初予算で、これから事業というところを提案させていただていたところがございます。本当にどういうふうにしていくのか、町づくりを。本当に教育を核として町づくりをしたいというのは、以前からお話をさせていただいているところでございます。また、そういったところで、ヤング・イノベーション・レジデンスがもしできた場合、様々な人の流入がございます。今でも県内・県外から、かなり多くの方が来ていただいております。その中で言われるのが、三宅町でお金を落としたいねんけれども、落とす場所がない。そのために今回、ローカルスタートアップ事業の予算で上げさせていただきましたけれども、そういったものの需要というところもつくっていけるような、今度、講座にしていきたいなというふうに現場の担当者からは聞いておりますので、そういったところを併せてやっていきたいなというふうに思っています。来るからほったらかしではなくて、来たときにどういうふうなニーズがあって、それをどういうふうに町のためになるかというところの観点から、様々な施策というところを取り組んでまいりたいというふう

に思っております。また、今までチャレンジ、議会の皆様のご理解をいただいてチャレンジしてきたこと、ローカルスタートアップ等々もそうですけれども、そうしたことによって、三宅町にこのヤング・イノベーション・レジデンス、元をただせば、荒井知事の時代に工科大学という構想があった中で、この取組をしてきたことで、この三宅にこのチャレンジ精神を含めてやろうということで、県で決定いただいたというところがありますので、決して県が勝手に全部やっているわけじゃなくて、町の施策等々、町のカラーを見ながら、県のほうでこの地域をということを選定していただいたという経緯がございますので、ここからどのように肉づけをしていくかというところは、議員からもご意見を賜りながら取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

今、町長からおっしゃっていただいたみたいに、今回、ローカルスタートアップ、新しく組み替えていただいて、ご説明をまたいただける、そこをしていただけるということは、すごく喜ばしいことやと思っております。ただ、そういう形で、今、町長がおっしゃったように、町でお金を落とす場所というのをつくるのは、三宅町にとっては一番必要事項だとも考えています。そうなった場合、やっぱり石見の駅周辺であったり、そういうものの開発も必要でしょうし、そこをどういう利活用していくかということも、当然、必要になってきます。ただ、そのところは、やっぱり町長主導でこういうふうな町にするんだということを、やっぱり並行して県と協働して、やっぱり、今なんですから、そこはできるかなと思いますので、そこをぜひしていただきたい。やはり、スタートアップという形になりますので、スタートアップの中には、地域経済を活性させて、持続可能な社会づくりを目指す取組という意味もあります。やはり町として、まずそういう機運をそこで高める。それをスタートアップの事業に、引っ張られる方がそこをくみ取って、三宅町でやって、三宅町でここで腰を下ろしてやりたいなというような町づくりをぜひしていただきたいと思っております。

それを期待して、私、一般質問終わらせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 貴重なご意見ありがとうございます。

おっしゃるとおりかなというふうに思います。また、広い観点で言いますと、この大和平野として、県と磯城郡3町のこの施設連携というところの視点も、しっかりと、今、3町でも、首長でも話し合っているところでございます。この三宅のYIRだけじゃなく、川西町

のそのサッカーの、今、計画されているところと、どうつながっていくのかというところも含めて、この大和平野として盛り上げていきたいなというふうに考えているところでございます。また、先ほどご意見いただきましたけれども、やはり知事ともY I Rの出来上がったビジョン、どうしていくかというところを共有しながら、より具体的にイメージできる物やことを可視化していくということが必要があるというふうに、ご質問の中からでも受け止めさせていただきましたので、そのためにも引き続きコミュニケーション、対話を図ってまいりたいというので、私の回答とさせていただきたいと思います。

○議長（瀬角清司君） よろしいですか。

梅本議員。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

今、3町協働でというお話がありました。三宅町としては、かなりそういう意味でいければ遅れているように思います。三宅町として、田原本に取られない、川西に取られない、そういう町づくりをぜひしていただきたいと思います。お願いいいたします。

○議長（瀬角清司君） よろしいですか。

これで梅本睦男君の一般質問を終わりたいと思います。

ここでしばらく休憩を取りたいと思います。お手洗いの休憩ということで、今の時間が5分ということで、再開は11時15分から再開いたしたいと思います。

（午前11時 2分）

---

○議長（瀬角清司君） おそろいですね。ちょっと早いですけれども、そのまま休憩前に引き続き会議を行いたいと思います。

（午前11時15分）

---

#### ◇ 辰巳光則君

○議長（瀬角清司君） 引き続きまして、8番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

辰巳光則君。

○8番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、私からは、3点一般質問をさせていただきます。

まず1点目、つながり総合センター解体後の跡地利用について。

過去数回、つながり総合センターの跡地利用について一般質問が行われていますが、現時

点で明確な計画はお持ちでしょうか。飛鳥川、曾我川に挟まれている但馬地区、上但馬地区の避難所を兼ねた施設の建設の要望や意見が出ている中、今までどのような話し合いが持たれていたのか、その話し合いを経て、どのように進んでいるのかお聞かせください。

加えて、旧上但馬乳児園跡地の今後の解体計画もお聞かせください。

2つ目。

交流まちづくりセンターM i i m oの利用等に関するルール、決め事、全般について。

グランドオープンして約3年6か月が経とうとしている交流まちづくりセンターM i i M oについて、オープン後から様々な問題点、利用する人々にとっての使い勝手の悪さ等を何度か指摘させていただいていますが、改善されている様子があまりありません。一定のルールや決め事も大事ですが、事あるごとに運営委員会で諮りますとのこと。議会や住民さん、利用者の方々からの改善要求や意見などを踏まえ、オープン当初から何か変更になったルール等があれば教えてください。また、これからもそのような意見があれば、柔軟に見直しをかけていくのかお聞きします。

3点目。

2025年3月議会における一般会計予算案の委員会での否決、本会議での組替え案の可決を受けて。

この前の3月議会において、一般会計予算案が全員反対という形で予算委員会で否決されました。町民生活に混乱を来してはいけないという判断から、理事者サイド側から組替え案を提出され、何点かの事業が削除され、無事、一般会計予算は通った形になりました。

我々議会人にとっても、当初予算の否決というのは重大なことだと理解していますが、それを差し引いても賛成に値しないものだったと思います。議会後の町長の発言で、自らの力不足とも一部言われていましたが、3月議会を終えて何を思い、今後、同じ轍を踏まぬよう、どのように改善していくかお考えなんでしょうか、お聞かせください。再質問は自席から行いたいと思います。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 辰巳議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、つながり総合センター解体後の跡地利用についてのご質問にお答えいたします。

まず、上但馬自治会からの要望書の提出を受け、その後の進捗についてのご質問ですが、つながり総合センターの閉館経緯も含めてご回答させていただきます。

現在、閉鎖されているつながり総合センターは、隣保館や児童館機能としての役割や、建

物周辺の自治会における避難所としての機能も併せ持った施設であったと思われます。

しかし、平成27年の耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いとの判断を受け、耐震性が基準値を大幅に下回り、建物を安全に使用することができず、閉館となったものでございました。

その後、つながり総合センターで実施していた学童保育等の事業について、様々な経緯の後、現在、交流まちづくりセンターM i M oにて実施することにいたってすることは、議員もご承知のことと思います。特に、つながり総合センターが閉館したことにより、上但馬地区の一時避難所を上但馬老人憩の家に、但馬地区の一時避難所を但馬の公民館に変更したものでございますが、議員がおっしゃるように、水害時に緊急避難する場所の確保も含め、上但馬自治会から、今後の跡地の利活用についてご要望があったことは、承知しているところでございます。ただ、このご要望について、現在のところ、地元自治会と話し合いを持った経緯はございません。もちろん、センター跡地の利活用については、そのまま更地とするより、何かしらの有効活用すべきであり、様々な観点からの検討を要するものであると理解しています。

解体工事については、年末までに完了する予定でございますが、跡地の利活用については、地元自治会との協議はもちろんのこと、議員皆様からのご意見も頂戴しながら検討し、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

最後に、旧上但馬乳児園の今後の計画ですが、公共施設個別施設計画では、令和14年度に除却する方向性を示しておりましたが、令和7年度より、交付税措置による財政的に有利な地方債である公共施設等適正管理推進事業債において、借入れ条件の拡充が図られることとなり、解体後の利活用が決まっていなくても対象となることから、今年度より令和11年度までの5年間の中で、新たに設計から工事の計画ができればと検討に入ったところでございます。

なお、利活用については、つながり総合センターと同様、何かしらの有効活用をすべきであり、これから様々なご意見も頂戴しながら、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、交流まちづくりセンターの利用等に関してのご質問にお答えいたします。

まず、オープン当初から何か変更になったルール等はとのご質問ですが、基本的には、オープン当初より、ルール等を含め、センターの運用に伴う大きな方向性については、変わりがございません。ただし、日々の小さな運用ルールなどは、これまでの運営委員会の中で、都度、現場での調整も含め、検討し、解決してきたものであり、現在に至っては、運営の在

り方について課題も見受けられるようになりました。

現状、これらによるところもありますが、ルールの整備や検討を進めていく必要があると感じております。そのために、今後、ルールに基づく運営方法をさらに適正化していくべく、根拠とガバナンスのある運営のためのルール整備、設立当初の運営管理計画の見直し、公の施設としての在り方の整理を中心に進めてまいりたいと考えております。

もちろん、現場職員にも運営に関する知見の蓄積もありますが、まずは、行政として適正で持続可能な運営に当たってのガバナンスを整備し、議員がおっしゃるようルールの上に立った柔軟な見直しも検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3月議会における一般会計予算案のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、本年3月議会の第2回定例会において、令和7年度三宅町一般会計予算案中5つの事業に対し、組替え動議が提出され、可決されました。その後、私どもから改めて修正予算を上程し、一部修正動議により、修正され、予算案の可決を賜ったものでございます。今でも私の思いは、閉会の挨拶でも申し上げましたとおり、十分説明を尽くしましたが、ご理解を得られなかつたことは非常に残念な思いでございました。

しかしながら、3月議会において、熱心なご審議を賜りましたことに深く感謝申し上げますとともに、各議員のご期待に沿えなかつたことに対し、この場をお借りし、改めておわび申し上げます。

さて、先月、子育て保育講演会での木村泰子さんのご発言の中で、波風が立ったときこそ、アップデートするときですとの発言がありましたが、今は、このたびのご指摘があつたことは、私に対し、多様な視点からのご意見であったものであり、事業の改善に向けて大変有意義なきっかけになったものであると少なからず感じているところです。

こうした議論を通じて、より実効性の高い事業へと発展させることができるもの信じております。ハレーションがないことは何もないことに等しく、一旦、立ち止まることは事業を進めることにおいて、必要なことです。ただし、住民の皆様の代表である議員皆様のご意見は、非常に大切なものですございます。今回の組替え動議の末、最終的には修正となつた事業の多くにおいて、再検討を要するとご判断されたことは、もちろん、真摯に向き合うものであり、開会の挨拶でも触れましたとおり、それぞれの事業について、改めて役場全員で再検討を行つたものを本補正予算に上程しております。私も町長として3期目に入り、多くの行政課題に向き合う中、今後も議員の皆様からのご指摘やご意見を頂戴し、丁寧に向き合いながら、相互で理解を深めてまいりたいと考えております。今後もそれぞれの思いの違いだ

けで、最終的に住民の皆様に不安やご迷惑をかけることのないよう、常に皆様との対話を大切にし、三宅町のビジョンを実現するために誠心誠意努力してまいりたいと思いますので、より一層の皆様のご理解とご協力をお願いし、辰巳議員への一般会計のご回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員、再質問。

○8番（辰巳光則君） ご回答ありがとうございました。

まずは、1点目の質問から再質問させていただきたいんですが、再三、いろんな議員さんからも跡地利用ということで、質問出ていたと思うんですが、それで、跡地利用等について地元自治会からも要望があったことは承知しているということなんですが、現在のところ、地元自治会との話し合いを持った経緯はございませんというのではなく、それはもう地元の自治会から強く言うてこないから、今のまんまでいいんやというようなことなんでしょうか。なぜ、これだけ毎年のように大規模災害が起こる中、地元の人たちは、そういうことで避難所的なやつをつくってくれと言うにもかかわらず、現時点で話し合いの経緯はございませんと言うのは、なぜ話し合いが行われていないのでしょうか。

○総務部長（森本典秀君） 平成28年に設計の費用が予算化されまして、翌29年度に実施設計、設計委託をしたものです。工事費が7,700万円という試算になるというのをお聞きしております。その中で、財源の確保を前提とした検討をされている中で、やはり工事費が売却予想価格より上回っていることや、この土地の貸し付ける場合では、方向性や仕様がなかなか定まり切らなかつたこと。また、いろんな財源調整にもいろいろ踏み切れなかつたことがございまして、利活用についても本格的な検討ができなかつた。なかなかたどり着けなかつたというふうに感じております。もちろん、辰巳議員おっしゃったように、地元からいろんなご要望があることも、私自身も承知はしているところでございますが、なかなか大きな施設でございますので、いろんなご意見がある中、具体的なことにはなかなか踏み切れなかつた。決して、地元住民さんとそのままでいいというお話ではなく、町長と共にいろいろ話はしているところでございますが、なかなかそこに踏み切れなかつたのが正直なところでございます。

○8番（辰巳光則君） 厳しい言い方をさせてもらいますと、もうちょっと真剣に考えてほしい。災害は待ってくれません。もちろん、除却に対してお金がかかるからということなんですが、計画というのは同時進行でできますよね。潰して更地にして、すぐ建てるんじやなしに、こういうもの建てないといけないとかというのは、話し合いなんかは幾らでもできると

思いますので、もうちょっと真剣に考えていただきたいな。池田議員のほうからも避難所の三宅小学校の空調の質問が度々出ていて、今年度、移動式のというのが予算化されましたが、そのとき、僕、町長のご答弁聞いていて首をかしげていたのが、普通教室があるんで、そこに避難してもらいますということを何回か述べられていましたが、それはもう夏休みに来た前提で、普通教室が使っていないから、そっちに移つたらいい。じゃ、夏休みじゃないときに来てもらって、避難所にクーラーがない、普通教室にはクーラーがあるから、でも授業をしているとなったら、どうやって安全を確保するんかなとずっと思っていました。

今回のこれも1年、2年前に言っているものではなくて、もう災害が来る、数年前のあの大雨のときに、僕は地元の消防団でしたんで、いろんなところパトロールで回っていましたが、もう、とても車で走れるような状況じゃない。一刻も早く、避難所的なものが必要やつて、渡辺議員からも再三、このような一般質問あって、今回の僕の質問に対しても、具体的にまだ何もないというのは、ちょっといかがなもんやと思いますので、ここから時間を割いて、今すぐ決めてくれというものではないですが、真摯に話し合ってもらえる場を持つてもらえたならと思います。

乳児園の跡地も、僕、自分でも覚えているんですが、議会で入って今年で10年目ですが、10年前にもいつ潰してくれますかという質問をさせてもらいました。じゃ、この10年間、全く何の進歩もないというところです。今のご回答の中で、公共施設等適正管理推進事業債とありますよね。この回答の中では、解体後の利活用が決まっていなくても対象となるということなんですが、この除却債は、今年の4月から多分ルールが変わったと思っているんですけども、もともとは解体する複数の旧施設を除却して一つに統合する場合に、この除却債が利用できるという認識やったんですが、今年の4月以降にそこのルールが変わって、次の計画を立てなくとも、この除却債を使えるというルール変更になったんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 辰巳議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 当初は、このやつというのは時限立法で、令和8年度までということでお聞きしているんですが、じゃ、そこの運用の後も、8年度以降でも利用できるんでしょうか。

ここに持っている資料が8年度までの時限立法。

○議長（瀬角清司君） 休憩しますか。暫時休憩しましょうか。

○総務部長（森本典秀君）　はい。

○議長（瀬角清司君）　暫時休憩します。

（午前11時33分）

---

（午前11時34分）

---

○議長（瀬角清司君）　森本部長。

○総務部長（森本典秀君）　すみません、ご質問がよく分かっていないところもあるんですが、もともとこの起債というのはもちろんございまして、Mi Mi Moのときに借りた起債というのは、それぞれの施設を集約しなければいけないという条件付でございましたので、その辺を踏まえて、今回、センターの解体工事を令和7年度末までにしなきゃいけないという条件ございましたので、そこに合わせにかかって工事をした現状でございます。

ただ、今回、7年度より、その起債の内容で条件が拡充を、広がったという話で、そういう集約した複合債についても、起債借りるのはいいんですが、5年間の間で使うのはいいんですが、特にその後の利活用を何かしなきゃいけないとかいう条件を省いてでも、国としては公共施設を潰さなければいけないものについては、さっさと除却してくださいねという財政措置が取られたものであるという理解をしています。

○議長（瀬角清司君）　辰巳議員。

○8番（辰巳光則君）　それを聞いて安心しました。

僕がなぜこういうことを持ち出してきたかというと、何個かの施設を一つに集約やつたら、なぜ、今回の総合センター解体に対して、乳児園も一緒にまとめてやつたら、そっちも使えるやんという思いで、ただ、今のご説明やつたら、乳児園単体で利活用の場所なくとも、もうそういうのは、これを使って潰せるようになるんであれば、早急にでも、一回、計画立てもらって、まずはそれ以上に、先ほどお述べしましたが、総合センターの跡地利用との対しては、これだけ長い間、但馬地区、上但馬地区の人たちの要望等、願いあるんですから、ほったらかしにされることなく、次回聞いたときには、ちゃんと説明してもらえるように期待しております。

続きまして、Mi Mi Moのルールなんですが、私もこれはあえて、ちょっともやつとした質問で、てっきり理事者側から、これというのはどういう意図で質問されたんですかというのを質問してこられるのかなと思ったら、今日に至るまでなかつたんですが、ご回答の中で、

現在に至っては、運営の在り方について課題も見受けられるようになりました、理事者側が今、課題と思われている点というのは、具体的に何点もあれば、何点も言うてください。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 私が4月から担当部長になりまして、いろんな部下ともいろいろ話をする中で、何点か、Miimoの運営に対して、課題であるということになっております。

まず1点目は、条例や規則から見たガバナンスが保たれていないのではないか、管理体制的なこともありますので、その辺につきましては、もちろん、いろんな知見、在り方について検討を要するものであるということで、公の施設ということもございますので、収支、お金の使い道についても明確にして、健全な運営の管理体制を目指したいと思っておりますし、Miimo運営委員会の中身の議事内容につきましても、やはりきっちと公表して、説明責任と住民の皆様に対しての理解を求めていきたいと思っております。

2つ目は、Miimoクラブの理念、理念と申しますのは、規則の17条に書いてある登録のときの条件みたいなことを書いているんですが、それにつきましても、なかなか現状把握と整理ができていないと感じております。また、Miimoクラブというものが、やはり安けりやという、フリーライド感というんですか、安価にいくための目的みたいな形でされているのもございますし、もともとMiimoクラブにインセンティブとかなかなかないというのも、課題と感じております。この辺につきましてもMiimoクラブの制度ですね、抜本的な見直しと使用料についても、料金改定を踏まえまして考えていきたいと思っております。

あとは、営利、非営利という問題もございます。確かに営利目的とされます使用料が堅調に推移していることもございますので、その辺も踏まえて、きっちと明文化していけたらなと思っているのと、最後ですが、事務手続がいろいろ重ねてきておりますので、複雑になっていることもありますので、きっちと簡素化できればなということで思っています。

課題点とともに、今、ざくっとですが、見直しをしたいと思っている点を述べさせていただきました。お願いします。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） いろんな課題点を考えてはんねんなと思いましたけれども、利用者とか我々が思っている課題点とは、またちょっと相違があるのかなと思いました。

僕が思って感じているのは、Miimoというのは、例えば、運用上ですけれども、Mi

i M o を借りるときにパーティションというのは、お金発生しますよね。今、いろんなところで、そのパーティションをされない。この前、先週でしたか、僕もはつきり分からぬんですけどけれども、多分、町長も副町長も参加されていた桜美林大学、どこの学校か分かりませんが、リモート会議か何か、若い学生さん、用事のある方来られていて、会議されていました。たまたま僕はお客様があって、M i i M o の真ん中入ったところにいてたんですけども、何か感じることありませんかと僕ちょっと振ってみたら、二つ返事で、何であそこ開けて会議しているんですかと、むちゃくちややかましい。それで、逆に、向こうがやかましいから、こっちの声が大きくなるから、向こうも向こうで会議やっているのに。こういうのは今まで度々ありました。僕、たまたまこれも夕方土曜日の人と待ち合わせをするんで、M i i M o に来ていたら、どこかの企業の研修をされていました。だからM i i M o 内には、その研修と僕らだけというすごい声でやってはったんで、こっちもすごい声でしゃべると、向こうからしたら、なんやねん、我々会議やっているのに、こいつらうるさいなと。僕らからしたら、お前ら閉めてやれやとなるんで、その辺は、お金取る、取らんというのは臨機応変というか、その都度その都度でもええん違うんかな。よく人権講座とかでM i i M o 使って講演されるときも、もう参加者が、後ろがうるさいから、俺、自腹払うから、そこ締め切れやという声も度々聞きます。誰も得しない。コワーキングスペースなんかお金払って仕事しに来ているのに、そこがうるさいから、だからもう遮断してほしい。もちろん、コワーキングスペースは人が増えているんかどうかは知りませんけれども、多分、お金払うて仕事しに来ているのに、こんなうるさい環境だったら、もうやめとくわという人もきっといるはずなんで、そういうところの細かいルールとかはどうお考えでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 辰巳議員おっしゃったように、会議等でそういうお声があるというのも、役場としては承知しているところでございます。

そのようなルールも踏まえまして、私は見直すべきところは見直していきたいという思いでございます。なかなか会議のていをなすのかというお話をございましたので、その辺も踏まえて、様々な使い方をされている、M i i M o はM i i M o で使い方を限定すべきではなく、いろんな使い方をしてもらうのが一つのことだと思いますが、それも利用の仕方に応じて、何か変化ができればなという考え方でございます。今、申し訳ございません。具体的な改善策は私のほうからは述べられませんが、その辺の視点も踏まえて見直していきたいと思っています。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 何で僕がこういうことを言っているかというと、今日、傍聴者の方も6人来られていて、そういう問題があるんか。ここでこういうことで、公式に声を上げたことによって、改善してもらえるもんやと思って、よくなるもんやと思って質問しております。数年前に、ある自治会がMi Mi Moを会議で使用したいんで、Mi Mi Moを貸してくれへんかというようなときに、いや、それは申込みは何か月前からあるんでやってくださいと。それが例えば、町外の方々の団体とバッティングしたらどうするんですか、いや、それはそちらで話し合ってくださいということやったんですけども、これだけいろんなことで、自治会とかに対して協力とかしてもらって、それだけ町に貢献している自治会と全く見ず知らずの町外の方々のそこを何かで使いたいという人、同じステージなんですかと言うたら、そうですと言われて、僕は愕然としていたんですが、ちょっと近いことで、今年の3月議会の当初予算の中で、健康子ども課の事業で、男の人の料理教室的なやつが予算化されていなくて、聞いたらMi Mi Moでそれをやりたかったんやけれども、調理室が空いていなかった。当初予算で予算上げているものが調理室が空いていないという理由でやられなかつた。愕然として、そんな町がやる事業なんやから、やつたらええやんという、多分、ここにいる全議員が思っていると思います。

例えば、ルール、それはもう確かにルールは必要やと思いますけども、昨年度の戦没者慰靈祭ありましたよね。Mi Mi Moホール使うんやつたらお金いるんで、この戦没者慰靈祭も宮内部長のところの課がお金発生しているんですかと言われましたんで、僕は部長に対しては立ち話、というか、もう来年というか、Mi Mi Mo使わんといしてください。戦没者慰靈祭というのはどういう性質の行事か分かりますか。そこはお金が、金額が高い安いじゃなく、気持ちの問題です。だから、僕はあのときは、宮内部長には、もうけったくそ悪いんで、来年というか、もう文化ホールでやってください。何でそんなんお金が発生するのという。それもどなた様に対しても一律のというルールで決められているんで、それやつたら、それで突き通してもらつたらいいと思うんですが、そういうのも含めて、町で大事な会議あるとか、町で何かするとなつたときには、その辺のルール見直すとか、戦没者慰靈祭とかみたいな性質のものやつたらお金はいりませんとか、そういうふうにルール変更とかも、今後、変えていかはつたらどうでしょうか。

○議長（瀬角清司君） それに対して。

森田町長。

○町長（森田浩司君） そういうご意見等もしっかりと受け止めさせていただきます。

先ほど、辰巳議員におっしゃっていましたけれども、どちらの意見もあるというのが、このところかな。コワーキングスペースは人数が増えてきている現状がございます。これは、窓口の方が必ず声をかけてくださっています。うるさいですけれども大丈夫ですかという丁寧な声かけをする中で、確かにうるさいからもう来ないという方も、中にはいらっしゃいます。ただ、この空気感がすごくいいという方で常連になっている方もいらっしゃいます。

一方、開けたまんまやることで会員が増えたというところで、喜んでいらっしゃる団体もございます。自分たちの活動が見える化することによって、いろんな交流が生まれて、会員さんが増えたり、そういうつながりが増えたというところで、そういう一方でご意見もございます。私自身も会議のとき、うるさいとき、おっしゃるようにありました。そのときはどうしたかというと、私自身がその子供たちに声をかけて、ここは今こうしているから静かにしてほしいということをコミュニケーションを取りに行くように自らするということをさせていただいたら、子供たちも理解をしてくださったりとかあるんで、こちら、両方の辰巳議員おっしゃる意見も、もちろんありますし、そっちじゃない反対の意見側も、もちろんありますので、そういうところをどうしていくかというのは、しっかりと今後の見直しの中で、検討の中でそういう両方の意見がある中で、どうするかというのを対話をしっかりと重ねていくということを大切にしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） さっきの森内議員の一般質問を聞いていた中でも、僕はもうむちゃくちや自分に都合のええように解釈してはるなど、今のでもまさしくそういうふうに受け止めた。

もうそれ以上は堂々巡りになりますんで、先ほど、僕が指摘しようと思っていた森本部長のご答弁の中から、Mi Mi Moクラブ、僕からしたら、そこまでルール、ルールでガチガチにするんやったら、ちゃんとMi Mi Moクラブの継続なんかも、それに沿って厳格にしてほしい。今、49団体ありますけれども、Mi Mi Moの約束というのを履行できているのは9団体。僕からしたら、残り40団体はMi Mi Moの約束履行できていないんやから、もう継続はされへんもんやと思っていたんですが、そこは従前どおり、もうずっと継続にされている。ほんまにちょっとええようにというか、自分に都合よく解釈されているなというのが非常にあります。例えば、数年前に、当時の政策推進課がMi Mi Moのほうに思い切って移すと

いうのが全員反対で否決はしたんですが、いろんなほかの課とか、我々議会が使うと言うたら、いろんなこと言うてくるのに、自分らには物すごく都合のええような使い方しているなというのが非常にありました。これを言いたかったんですが、時間が非常にはないんで、3つ目にいかせてもらいます。

3つ目も相当時間かかるかなと思ったんですが、時間がないんで2点だけ。

町長は、今回の中で予算を受けて、SNSでいろいろ発信されている中に、今、ローカルスタートアップの否決を受けて、本事業が全面的に執行停止になることで、今後、石見地区における10プロジェクトの進捗等に多少なりとも影響を及ぼす可能性を危惧しています。具体的にどのような感じの影響を及ぼすんでしょうか。もちろん、SNSでこのような発信されているということは、議会が否決したことによって、町民、町が不利益被るような受け取りで取られますんで、この辺は、もう具体的にどのような可能性を危惧していらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） この点に関しましては、やはり県のほうでもヤング・イノベーション・レジデンス、住むところだけではなくて、スタートアップのインキュベーション施設を併設するという計画でございます。そういったところで、やはり三宅町で今まで取り組んできた中で、いろんなつながり、スタートアップ関連のつながりというところが生まれてきて、全国的にも、スタートアップ界隈からも注目を受けているところでございます。また、内閣府等々でも非常に三宅町の取組というところは、高評価をいただいているところでございますので、そういったところで、今後、その県で整備されますインキュベーション施設において、そういったところの連携という部分において、少し関与するような可能性があるというところを危惧をしているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） そんなことを聞いているんじゃないの。具体的にどういうことが危惧されるのかということで、これを見て、僕は県の部長さん、課長さん、県議会議員さんにもどういう影響あるんですか、何かこれによってマイナスあるんですかと。何ら影響はありませんと僕は聞いていますので、複数の方に。だから、それはもちろん大枠でしたら、多少なりともあるかも分かりませんけれども、こういうSNS等の発信で、さも議会がやったことにおいて、三宅町が被害を被るような内容と誤解を受けるような発信はやめてほしいというのと、もう一点、未来の学校プロジェクトの中で、これもSNSを引用させてもらいます

けれども、PFIという言葉尻だけを捕らえて反対理由をされるのも残念ですと町長おっしゃっていますけれども、あのとき、町長いらっしゃいましたよね、委員会の中には。フィンランドのこととか、多岐にわたったことで我々は総合して反対しています。もうPFIという言葉尻だけを取ってというのは、僕は、これを読んで驚愕していたんですけども、どういう、厳しい言い方したら、おつもりでこういうことを書かれているんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今回、書かせていただいたというところでは、うちの説明、質疑が、PFIを導入するのかどうか検討するのはおかしいんじゃないかという疑義があつて、ご質疑をいただいたところでございます。

町としての回答としては、学校運営に対してPFI導入する気はございませんという明確な回答をさせていただきました。皆さん、多分、覚えていらっしゃると思うんですけども、ただ、体育館の部分であつたり、そういうところは検討が可能かどうか、活用ができるかどうかの検討するための説明ですということで、ご説明をさせていただきました。ただ、その中で、反対の答弁の中でもPFIを活用することはならんというようなお話をありました。学校運営に対してPFIなんてあり得ないというような討論もございましたので、そこは町として説明したことを、説明が通じていなかつたというところにも悔しさはありますし、事実、我々の思いとしては、そういうことではないという説明をさせていただいたにもかかわらず、そうであるというような、町としてそれを導入を検討しているんじゃないかというような、誤解を生むような発言でもあったというふうに思いましたので、その部分に関しては、町としての見解を正しく伝えたいという思いから、そういう表現を取らせていただいたところでございます。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員、時間ありませんので、総括してよろしくお願いします。

○8番（辰巳光則君） 今の町長の説明は、前文とか後ろも聞いたら分かりますけれども、この部分だけやつたら、そういうふうには取られません。それで、今日のこの回答の中でも、十分説明を尽くしましたが、ご理解を得られなかつたことは非常に残念な思いでございますということなんですが、その後で、各議員のご期待に沿えなかつたことに対して、この場をお借りして、改めておわび申し上げます、そこは言うても思っているんですが、2年前の12月議会のお買物券も全員反対で否決されました。今回も全員反対で否決です。そのときには、例えば、今の兵庫県知事の話を持ち出して申し訳ないんですけども、やっぱりひょっとしたら、俺がやろう。もちろん町長も町のため、町民のために考えてくれてはるの、重々分

かります。ただ、その自分の思いと、これだけ9人反対というのは、やっぱり相当重い。ひょっとしたら、俺がやろうとしていることは、ひょっとしたら間違いかなとか、そういうところに順繕りやっていって、一回立ち止まってもらって、謙虚な姿勢というか、やってもらったら、まだ町長若いですし、我々も期待しておりますんで、何もああ言えばこう言うではなくて、真摯な形でやってもらえたたらと思いますので、深く今回の結果は肝に銘じておいてもらって、次、同じ轍を踏まないようにしてもらえたたらと思います。

以上、これで私の一般質問を終わります。

○議長（瀬角清司君） 辰巳光則君の一般質問をこれで終わりたいと思います。

ここでしばらくお昼の休憩に入りたいと思います。

会議の再開は、午後13時ちょうどよりお願ひをしたいと思います。よろしくお願ひします。

（午前11時56分）

---

○議長（瀬角清司君） おそろいのようですので、午前に引き続き会議を開きたいと思います。

（午後 0時58分）

---

◇ 池田年夫君

○議長（瀬角清司君） 続きまして、一般質問、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

池田君。

○9番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行わせていただきます。

最初に、図書室についてであります。

三宅町は複合施設M i i M oに図書室を設置しています。平成24年12月19日の文部科学省告示第172号、図書館の設置及び運営上の望ましい基準によれば、第1総則の2、設置の基本の第1は、「市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。」となっています。

第2、公立図書館の4、第1項の職員の配置等の第1は、「市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。」第2は、「市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要

な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。」となっています。

ところが、4月に配付された職員配置図には図書職員が誰か分かりません。責任者は誰で、正規職員、または会計年度任用職員は何人配置されているのですか。また、図書室には司書は配置されているのですか。町長の所見を伺います。

次に、生活困窮者への支援についてであります。

先日、高齢の一人暮らしの住民から仕事もできない、預金もない、今後どうして生活していくべきいいのかという相談を受けました。町の生活保護の担当者に、生活保護は受けられないのかと住民さんと相談したら、車があれば処分してもらわなければならないかもしれません、家賃の安いところに転宅してもらわなくてはならないかもしれませんと相談の中で、係員から言われました。この方は一人暮らしで、5級の障害者手帳を持っておられます。昨年、仕事場で転倒し顔面にけがをされ、事業主から、これでは危ないので辞めてほしいと言われたそうです。生活実態は、年金が2か月で16万3,000円、家賃が3万8,000円で生活費は1か月、年金の8万1,500円から家賃の3万8,000円を差し引くと4万3,500円。あと、電気代、ガス代、通話代などを払えば、残りわずかになります。近所の方から買物や病院通いの相談があれば手伝い、弁当などをもらい、今まで何とかやりくりしてきた。何とかならないかと言われています。町独自でこのような生活困窮者に何らかの援助はできないか、町長の所見を求めます。

これで一般質問を終わりますが、答弁によっては再質問を自席からさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、図書室についてのご質問についてお答えいたします。

まず、図書スペースの責任者ですが、交流まちづくりセンターの管理運営の事務局である未来共創室の室長となります。

次に、図書スペースに配置されている職員ですが、全て未来共創室での雇入れとなる会計年度任用職員の4名になり、正規職員の配置はございません。

なお、議員お伺いの図書司書の配置ですが、現在、司書の資格を有した者はおりません。もちろん、議員お述べのとおり、文部科学省からの図書館の設置及び運営上の望ましい基準

にもあるとおり、図書館としては司書となる資格を有する者を任命することが望ましいとされていることも認識しておりますが、Mi Mi Moの図書スペースは図書館法に定義されていいる図書館ではなく、司書となる専門職員を配置する義務はないものと考えております。

本町の図書機能については、中央公民館があったときは、ほぼ特定の方の利用が多く、利用目的も限定されていたように思われますが、Mi Mi Moの中に図書スペースが設けられることにより、蔵書数も増え、誰でも自由に利用できる図書スペースとして、多くの多世代の方が利用され、図書機能が生涯学習としての機会の提供や知識の習得、教養の向上に貢献していることはもちろんのこと、住民同士の交流の場や地域情報の共有、発信するハブとして機能していると感じております。

特に、図書運営委員会の皆様には、スタッフとして蔵書点検、資料の配架、配架図書の選定、カウンター業務とともに、図書における企画展示や大人の朗読会、図書交換会などの図書イベントも開催され、Mi Mi Moに来館された方が居心地よく過ごしていただけるよう、雰囲気づくりも含めて活躍いただいております。

今後も地域住民の学習機会の提供、地域コミュニティーの形成及び活性化、子供の読書習慣の育成と支援、文化・歴史の継承の場として、図書スペースの利用性の向上と適正な運営に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いし、ご回答とさせていただきます。

続いて、生活困窮者への支援についてのご質問にお答えいたします。

議員もご存じのとおり、生活保護については日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困っている全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて、国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を促すことを目的とする制度でございます。

当町では福祉事務所がないため、県の中和福祉事務所が保護の決定を行うことになりますが、相談・申請につきましては、当町の住民福祉課が窓口となり、相談を受け、中和福祉事務所へ伝達することで、生活保護世帯に該当するかどうかの面談及び調査が実施されます。これらの手続を経て、生活保護の受給決定が県中和福祉事務所により行われます。

そこで、議員がおっしゃられる生活保護対象とならなかつた生活困窮者に対して、何らかの救済する方法ができないかということですが、現状では、所得に応じて介護保険や国民健康保険、後期高齢者医療等の保険料の軽減や医療費・給付費の軽減、町営住宅の家賃軽減等の措置となります。社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業やフードレスキュ一事業との連携も図っております。その他では、生活困窮の方々も対象となる施策ではあり

ますが、高齢・障がい・児童等、それぞれの補助事業による助成も行っております。

以上で池田議員への回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 池田議員、再質問。

○9番（池田年夫君） まず、再質問に入る前に、私は一般質問での再質問をするために5月20日と5月26日付で資料請求を行いました。資料請求の回答が手元に入ったのは6月4日の午後でした。この資料請求の中身についても、図書の貸出数だとか、あるいは、その低所得者的人数等について資料を請求したものであります。どうしてこのように遅くなったのか説明をしてください。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 遅くなつたとのお話でございますが、5月20日に請求がありました生活保護に関することと、M i M o 図書に関することの2件、資料請求でございますが、総務課にて20日に受け付け後、担当課には23日までに合議を行い、4日程度の作成の後、5月30日には回答伺いの期限を、また、5月26日に続けてご請求がありました非課税世帯に関する資料請求につきましても、同じく総務課で20日に受け付けの後、担当課に28日までに合議を行い、その後、4日程度の作成の後、6月3日には回答伺いを行いまして、翌日には、さきの2件と合わせてご回答いただいたものでございます。

申し上げましたとおり、初めの請求日から見ても、ご回答いただくまでに約2週間程度でございまして、総務課にて受け付け、担当課にて合議、回覧、資料の作成、その後、回答と順を追って行政文書の処理を行うには、ある程度、時間を要することから、今回の池田議員からの資料請求につきましては、特段遅くなつたものではないと考えております。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、総務部長のほうから回答があつたんですけども、遅くなつてはいないというような中身なんですけれども、それまでも議会事務局のほうには、その資料請求する場合には、その期限までに、2週間は空けてほしいということが言われているということあります。この一般質問等での資料請求は、必ずしも2週間前に資料請求できるものではありません。資料請求に期限を設けるのであれば、あらゆる資料を議員や住民が見られるように、ホームページ等に掲載するのではいいのではありませんか。こういう住民自身、あるいは議員自身がいつでもいろんな資料をいつでも見られるような方法を取るべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） もちろん、様々な情報、ホームページ等を通して、住民の皆様にご提供するのはもちろんでございますが、何分、何もかもと申しましても、なかなか全て載せられるものでもございませんので、その辺は優先順位もつけて、多くのものを公開していきたいと思います。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） できるだけいろんな資料について、ホームページ等で見られるように努力してほしいと思います。

次に、図書の貸出しのことなんですけれども、M i i M oができる、その後、2022年から2024年の2年間の統計を見ますと、1か月大体1,000冊以上の貸出しが行われています。図書館並みの貸出数ではないでしょうか。これをもっと多くしていくためにも司書を置いて、普及する必要があるのじゃないでしょうか。先ほどのご答弁の中でも、一応、職員は会計年度任用職員を4名置いているということで、正規職員ではないという答弁があったんですけども、やっぱり正規職員を置いて、もっといろんな、あそこ、場所自身が学童保育とかそういう部分もありますので、子供から大人まで、M i i M oに来られた方がいつでもどんな本でも借りられるようにしていく必要があるのではないかでしょうか。そのためにも司書を多くということが必要ではないでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） ありがとうございます。

町長からもご回答させていただいたとおり、現在の図書運営委員さんが司書の代わりとは申しませんが、議員もおっしゃられるとおり、本の貸出数、顕著に増加している点を考えましたら、日頃、いろんな活動をされている実績から見ても、十分な役割を果たしていただいているのではないかと私どもは思っております。今のところ、現段階では専門職員を配置する予定はございませんが、委員の皆様と共に、町長からも回答ありましたように、適正な運用、これから図書室のいろんな役割を果たしてまいりたいと思っております。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 一応、持続していくという回答ですので、次に入りたいと思います。

生活困窮者への支援についてありますけれども、生活保護等の私的な相談を行う相談室がまずないわけであります。以前にも教育委員会が文化ホールでやったときには、1課のところに一部囲いをしたところがあったわけありますけれども、それでも話の内容が通る人

に聞こえるというような状況でもありますし、そういうことで、こういう生活保護のことなんかについては、個人のプライバシーとかそういうのもありますので、できたら相談室を設置する必要があるのではないかでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 宮内部長。

○住民生活部長（宮内秀樹君） ただいまの池田議員の1つ目の質問ですが、相談室については、現状、教育委員会さんのはうにも声かけさせていただいて、文化ホールのはうを使わせてもらったり、保護の支給のときとかは文化ホールのはうを使わせてもらっています。それ以外については、役場の会議室のはうを空いている場合は、そちらのはうを予約させてもらって、そちらのはうで相談、面談を受けるというような形を取らせていただいております。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） そういう今の答弁あったんですけども、一応、3階の議員の控室の横なんかでも、一応、会議室ということになっていますけれども、そこなんかでも、一応、木曜日にはその消費相談室というのか、そういう方が使われておるし、そういうところなんかも利用して、活用して、庁舎の中でそういう相談があった場合には、そういうところを使って、相談するということが必要じゃないでしょうか。

次に、三宅町の資料請求して、資料をもらったんですけども、住民税非課税世帯、人数、無年金者の資料をもらったんですけども、令和6年度で無年金者は40名、住民税非課税世帯は883世帯、課税データなしという方が140名おられます。また、生活保護の申請状況は18件、現在の生活保護受給者は89世帯、119名となっています。また、配食サービスを受けておられる方も6月1日現在で37名おられます。これらの中には、生活保護を申請したくてもギリギリの方もおられます。物価高騰の折、このような方を救済できる方法を考えるべきではありませんか。

○議長（瀬角清司君） 宮内部長。

○住民生活部長（宮内秀樹君） ただいまの質問に関しましては、生活保護に該当しないギリギリの方の救済についてなんですが、町の施策としては、町長から先ほど回答がありましたとおりであります。国において、現在、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティーネットとして、生活困窮者自立支援制度が施行され、自立相談支援事業が全国の福祉事務所で実施されています。これは、全国の福祉事務所にワンストップ相談窓口が設置され、働けない、住まいがない、生活費が足りないなどの悩みの相談を受け付け、問題解決に向けた支

援プランと一緒に考え、関係機関とも連携を図りながら、調整を行っていくという事業です。

これは、さらに調査員が定期的に状況を確認し、一定期間フォローアップが行われるというような事業になっております。この辺についても、三宅町では福祉事務所が設置されていないので、現在、奈良県中和吉野生活自立サポートセンターというところが窓口になっておりまして、そちらのほうと町の福祉課としても連携を取りながら、そういう方たちについては、その相談窓口を案内していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、答弁があつたんですけども、そういう政府自身でもそういうことが考えられているということですので、町としてもホームページ、あるいは町の広報などを通じて、そういう制度がいつからかは聞いていないんですけども、既に実施されているのであれば、すぐにこういう制度が使えるよというようなことをホームページや、あるいは町の広報で住民に徹底して、こういう生活困窮者を救済していくということが求めれると思いますので、よろしくお願ひいたします。

これで一般質問終わります。

○議長（瀬角清司君） 池田年夫君の一般質問を終わりたいと思います。

---

◇ 松 本 健 君

○議長（瀬角清司君） 続きまして、5番議員、松本 健君の一般質問を許します。

松本 健君。

○5番（松本 健君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私からは2点あります。

1点目、M i i M o の運営費について、会場使用料として集まった年350万ほどのお金はどうのように使われているのか。

M i i M o は設立当初より、使用者に使用料を負担いただき、その使用料収入を活用して三宅町民の自発的な活動を応援し、コミュニティー醸成につなげようとされていたものと認識しています。

さて、M i i M o もオープンして数年が経ち、活動も活発化してきました。この辺で設立以来の活動を振り返り、将来の姿を具体的に描いていく必要があるのではないでしょうか。

質問1、M i i M o の使用料収入の内訳をお示しください。用途区分として会議使用、役場負担、住民負担。イベントの使用として、役場負担、住民負担。サークル活動の別途町助

成を受けている団体、そうでない団体。役場主催のイベント、それらのそれぞれの回数と収入額、支出先。M i i M o クラブ員と非会員、営利と非営利の関係。場所分類、イベントの使用として、1階の部分や外の広場部分を使用したそれぞれの回数と収入額。

質問2、M i i M o 使用料の使途の内訳をお示しください。どのような三宅町民の自発的な活動をどのように支援したのか。また、その他の費用内訳など。

2番目の質問です。

福島原発事故に伴う汚染土の復興利用について。

先日、環境省は省令により規則を改正。環境省令第9号2。8,000ベクレル・パー・キログラム以下の除去土壤が公共事業で再利用されることを示したようです。町長はこのことについてどのようにお考えでしょうか。町民の安全安心、福祉の向上を図る観点から、町で何ができるとお考えでしょうか。再質問は自席でやらせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

まず、M i i M o 運営費についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の質問のM i i M o の使用料収入の内訳ですが、令和6年度の実績として、使用料収入の合計は480万6,976円となり、そのうち役場からの使用料収入は50万7,000円、それ以外の使用料収入は429万9,976円となります。

議員お尋ねの会議使用ごとやイベント使用ごとの目的別の集計については、回数も含め、現在、集計はできません。また、お尋ねのM i i M o クラブの有無や非営利・営利目的についても、現時点での集計はできておらず、お示しすることができません。

次に、2つ目の質問のM i i M o 使用料の使途の内訳ですが、M i i M o 使用料の使途を限定しているものではございませんので、M i i M o 全体の支出をベースにお答えをいたします。

令和6年度の実績では、支出の合計が353万5,148円となり、内訳として、Mフェス関連費用が104万7,322円、地元還元イベント等の関連費用が90万6,368円、未来とつながるプロジェクト関連費用が100万円、その他飲料費等の仕入れに関する費用や手数料、消耗品等の事務費を合わせ58万1,458円となります。以上となります。

続きまして、福島原発事故に伴う汚染土の復興利用についてのご質問にお答えいたします。

本町としては、この件については検討すらしていない状況であることをお伝えし、ご質問のご回答とさせていただきます。

以上で松本議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 松本議員、再質問。

○5番（松本 健君） 非常にあっさりとした回答をいただきました。

2番目のほうから再質問させていただきたいと思います。

何か答えにくかったのかもしれないんですけども、まずは、本町としては検討すらしていないというのは、検討するまでもなく、そのような土壤は三宅町の公共事業には持ち込まさせませんということであるのか、それとも、本当に検討すらしていません、考えたこともありませんということなのか、その辺りの補足をいただけますか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 検討すらしていないという状況ということが回答となります。それ以上でもそれ以下でもない。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 私が聞いた後者ということですか。まだ何もそういうことは考えていません。そういうことを想定して、無回答ということですか、これは。それとも、検討する以前から、こんなのは検討するまでもない。持ち込みは絶対許しませんということなのか、どちらなのか。持ち込みは絶対許しませんというわけじゃありませんということですか。

○議長（瀬角清司君） どちらかで回答できますか。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 国で示されていますけれども、本町に関係あるかどうかという、現時点では何も、どういうことになっているかすら情報もない中ですので、どちらにしろ検討も含めて、この件に関して、何も、今、状況が分からぬ状況でございますので、その中においては、先ほどお答えしたとおり、今現在、検討すらしていない状況であるということでございます。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 分かりました。

無回答だということで、先に進めさせていただきたいと思います。ということですよね。

○議長（瀬角清司君） 何かありますか。

○5番（松本 健君） いいですよね。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 無回答ではなく、検討すらしていない状況だということでございます

ので、決して無回答ではなく、検討していないということを回答として捉えていただけたらと思います。

○議長（瀬角清司君） よろしいですか。

松本議員。

○5番（松本 健君） いまだ、まだ検討されていないということと理解しました。

これは事前通告しております。5月21日、2週間前に通告しております。それで、データを用意してくださいというような話じゃなくて、町長がこのことについて、どのようにお考えでしょうか。町民の安全安心、福祉の向上を図る観点から、町で何ができるとお考えでしょうかという質問です。具体的に、例えば、つながり総合センターの解体工事の中で土が必要になったときに、例えば、どこかがこの土を使ってくださいというような話が来たとしたら、町長はその段階からどのような動きをされますかということをまず聞かせてください。

○議長（瀬角清司君） それも含め。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 仮定というか、想像に対することで具体的な回答を差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 地方のというか、基礎自治体の首長として、どういうことがあるかというのを想定した上で、いろいろ前もって調べる必要はあると思います。環境省がこの4月1日にこういう指示というか、省令を変えたことについては、町長自らお調べになっているとか、部下に調べさせているとか、庁内で議論されたとか、そういう事実はございますか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） この中身をどうこう調べるということはないですけれども、奈良県知事の発言において、会見等々で話題にはなっておりましたので、そういう観点からはどういう形になっているかということは、調べるというか、情報としては得ているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 仮定の話には回答されないのかもしれないですけれども、じゃ、石見駅周辺の県の事業でいろいろ掘ったり埋めたり、いろいろされることになると思うが、そこに県の公共事業です。そういう土を使いますというのが分かるか分からないか、知らん間に使われるということもあるでしょうし、例えば、あそこの工事にどういう土使われてい

るんですかというのを、まず地元のために、そういう前もって調べるとか、確認する。近隣の町民にも何とかのいろいろ、話しする、聞くという必要はあると思うんですが、それはどういうふうに考えられますか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 受入れに関しては、県等と、どこが受け入れるかは別として、受け入れる自治体に関しては、多分、受入れを表明しないと受け入れられないというふうに思いますので、本件においては、奈良県のほうで万が一受け入れるという場合は、検討して受け入れ、そして、どこにどう使うかという説明責任は発生すると思いますので、必ずそれは間違いないといけないというふうに認識しておりますので、勝手にするということは起こり得ないというふうに認識をしているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 県の事業の場合には、県の近隣に住む町民というのは、三宅町民です。県が判断して、県が町民に説明することになりますという理解でよろしいですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ちょっと質問の意図が分かりかねますので、具体、もう少し分かりやすいご質問をいただけたらと思います。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 県の事業は県が決めますというふうに、私は先ほどの話で理解しました。ただ、住民としては、というか、その場所、地面としては三宅町の地面です。三宅町の地面にそういう工事で使う、使わないということに対して、三宅町はそれこそ質問の中なんですけれども、町で何ができるとお考えですかという質問になります。その中で、それは県が決めることなんですねという質問をしました。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今まで少し分かりました。

その件についても、検討すらしていない状況でございます。松本議員におかれましては、どういう方法があるかというところ、多分、持論をお持ちのようですから、そういったところを今日聞かせていただきながら、今後の参考にさせていただきたいというふうに思いますので、ぜひ松本議員が思われる、できることというのをご教示いただけたらというふうに思います。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） やり方はいろいろあると思いますけれども、基本的には、まず三宅町の中で行う、幾ら主催というか、その責任者が県であろうが国であろうが、そういう工事に対して、こういう土を持ち込むことを許容するのか、しないのかというのは、基礎自治体側に少なくとも意見を言うだけの権限というか、権限と言つたらなんですけれども、意見を言う必要があると思っております。よその基礎自治体では議会が意見書をまとめて、国とか県にこういうのを使わんといってくれというのを出したという事例はあるみたいで、その先にあるのは、基礎自治体が独自に条例をつくって、この土壤に関しては、そういう工事をさせませんというような決まりをつくるというのも、例としてはあるんじゃないかな。それ以前に、まず、町の公共事業に対して、こういう土を使ってくださいというような話が来たときに、町長はどう判断されますかという問題がまずあると思います。それに関しては、言うまでもなく使わせませんという回答が来るのかなと思っていたんで、検討すらしていないという言葉の意味を伺わせてもらいました。だから、まず2段階で、まず町が行う公共事業に対して、こういう汚染土の扱いというのをどうされますかということです。あと、町が所管でないような公共事業でも、三宅町民に關係があるようなものに対して、どのような働きかけをされますかという質問だったんですけども、これで意味分りますか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） これ、出されますけれども、具体どういうふうにというので、どこにもないですし、どういうふうなプロセスで意思表明できる等とも、今、全く分からない状況でございます。議員おっしゃるような意図は分かりましたけれども、具体、行政としてどうする、ああするということは、この場ではつきり申し上げるということが適切かどうかというところがございますので、お話できる範囲で言いますと、もし搬入された場合という中ですら検討すらしていない。内部的には検討していないという段階でございますので、今後、そういったご意見、具体、そういった話が出てくるに当たりまして、そういう意見も参考にしながら、町としての考えをまとめてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） じゃ、こういう答弁を期待していましたということをしゃべらせてもらいます。

こんなの、わって使うというふうな話になった時点で検討しますじゃ、全然間に合わない話だと思っていますので、方向性というのはあらかじめ決めておくべきだと思います。そういう意味で、たとえ県の事業であったとしても、三宅町民に影響を与えるであろうなという

ようなものに関しては、少なくとも早期に協議をするであって、町民に説明するのは県ではなくて、基礎自治体の人間が自分で納得したら、町民に納得するように説明するというような態度を取るということで、前もって、明日からでもいろいろ調べて、どういうことになるかの様子を見守っていきますという回答を期待しておりました。

○議長（瀬角清司君） それに対して。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 知事のほうの会見でもおっしゃっていますけれども、県内で具体的な場所とか使うイメージがあるのですかという質問では、全くありませんということで、現時点では、奈良県としても受入れを全く考えていないというところで、本町においても、今、現状で言いますと、使用する予定はございませんというところでございます。

○議長（瀬角清司君） 仮定の話であっても、現状は考えておりませんということですか。

森田町長。

○町長（森田浩司君） まず、今回、都道府県に打診のアンケート等々がいったようござります。まず、多分これ、スキームで言うと、市町村でどうこうというより、まず都道府県でどう受け入れるかが決定された後、市町村との協議になるかなというふうに思いますので、今、奈良県においては、知事のほうも現在使用する具体的なイメージ等々は全くないという回答をされておりますので、そういったところで本町においても、今のところ使用する予定は全くないということで回答とさせていただきたいと思います。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ほかのものにも絡みますけれども、国とか県と町というのがどういう関係にあるのかというので、日々、森田町長のスタンスとしては、私は疑問を感じております。国・県と町、基礎自治体の首長というのは、対等、同等関係です。県が決めて、それをその町が引き受けるというような話ではなくて、町は町の町民を守るために働いてほしいと思います。

それで、県の話出ましたけれども、一番最初、県に来たのは、この4分の3の8,000ベクレル以下のものじゃなくて、それを超えた4分の1の最終処理場に対して、各県にどうしますかという話が来て、最終処理場、科学的に何か問題がないと確認されれば、やってもいいよというのに5つの県が手を挙げた。その中に奈良県が入っていた。

でも、それは公共事業を使うような話じゃないから、多分、場所決めて、何とかしてというような話になると思いますけれども、それとは別に、公共事業であれば何であれオーケー

だよというのを環境省が出たというような話ですので、その辺りの背景も私よりも多分、行政の立場の方のほうが詳しいかもしれないんで、よくよくお調べになつた上で、前もってこういうことがあつたらどうするというのを考えていただきたいと思います。

○議長（瀬角清司君）回答入れますか。

森田町長。

○町長（森田浩司君）松本議員のおっしゃる趣旨は理解できました。そういうところも含めて、今後、今は検討すらしていない状況でございますけれども、今後、俎上に上るときは、しっかりとその意見も踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君）松本議員。

○5番（松本 健君）それでは、1番目のM i i M oの件について再質問させていただきます。

大まかな費用区分はご説明いただきました。これ実は、去年の12月ぐらいから、ずっと部局には話をしているところであって、その前の9月に令和5年の決算の数字の中で、決算委員会で質問させてもらいました。そのときは、約400万の使用料収入があつて、最終的に支出としては200万ぐらい使われていて、200万を来年に持ち越しますみたいなので、令和5年度決算の段階で683万の積み上げがありました。

今回、令和6年の結果というのを調べてくださつたんだと思いますけれども、さらに200万近く、百何十万というのが積み上がって、多分、800万弱ぐらいの金額になっていると思います。この使い道として、まず私の理解では、三宅の町民が自らの活動でコミュニティを醸成するような、自分たちで何かやろう、イベントやろう、何とかしようというのに対して、背中を押しますというところに使いますというイメージを持っておりました。

今回の回答の中でも、Mフェスの関連費用100万、地域還元イベント90万、みらプロ100万というふうなものがありますけれども、こういうものがどういう地域のそういう自らの活動を後押しするような活動になっているのか、そういうところ、そういう意味でいうと、使用料は頂いていますけれども、その使用料で町民を元気にしようという動きに本当に改善しているのかなというところを前年度から疑問というか、よく調べないといけないなと思って聞いていたところです。

12月に何かそうですねというふうな話があつたけれども、皆さん、いろいろ人事異動とかもあつたので、最近聞くと、先ほどの一般質問の答弁の中でもあつたかと思いますけれども、根本的に見直そうと思っているというふうな話があつたんですけども、これ、すごく、こ

のお金の入って出るという流れのところというのは、すごくキーになると思うんですけれども、こういうのを調べるということに対しては、どれぐらい、どういう意味合いで必要性を感じられておられますか。これ、何か議員から、こう突っ込まれたから調べますというのであると、全然、調べたって何の役にも立たない。どういうふうに生かそうとされているかを含めて、その必要性というのについて、一言コメントいただけますか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 必要性を感じているからこそ、今回、先ほどの答弁でもしっかりと見直しを行っていくという形で答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 見直しをしていくというものの中で、例えば、先ほどの森本さんの発言の中にも、営利・非営利の話とかというものあつたりしましたけれども、収入がどういう形で入ってきてているか。それよりも、一番最初に、そうやって集めたお金で、どれだけ三宅町の人たちが自ら活動しようといつて元気になっていっているか、その評価がすごい必要だと思うんです。それで、調べますと言って、その支出先の細かな内容というのは、調べようがありませんみたいな話で、何回も聞いているんですけども、ぜひとも、それを調べる際には、これが果たして本当に自分たちが目指していたM i i M oを通して住民が元気になるような、自らの活動を押しやるような、それはローカルスタートアップにもつながると思います。自らの行動を後押しするような活動にどれだけ使われているのかというのをなぜるというか、分析するというか、振り返るというか、そういうところというのは、すごく大事だと思うんです。だから、先ほどお伺いしたどういう観点で分析するのかというところ、分析する必要性をどう感じているのかというところを、しっかりと踏みしめた上で分析していくだけ必要があると思っています。こういう言い方でよろしいですか。何かございましたら。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） おっしゃるとおり、事業を評価する中では、そういったもともとの目指すべきところというところを達成できているかどうかというところが非常に大切な観点であるというふうに思っております。また、運営計画のほうも、この4年間程度、回している中で、現実と乖離している部分等々ございます。先ほどの辰巳議員の中でもありましたけれども、事業をどう評価していくのかというところが運営委員会の中でも大変議論になってしまっているというふうにお聞きをしているところでございます。そういったところ、答えがなかなか出でていない中で、1年ないし2年の議論を、今、しているところでございますけれども、そ

ういった観点を、松本議員おっしゃる観点というのは、非常に重要な観点でございますので、そこを踏まえた中で運営計画等々の見直しというところにも反映をさせていければというふうに考えておりますので、以上で回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君）　松本議員。

○5番（松本　健君）　よろしくお願ひいたします。

このM i i M oに関連して、ちょっと時間あるんであれですけれども、先ほど、辰巳議員のやり取りの中で出てきた課題を感じておりますというふうな話の中に、ガバナンスという言葉がありました。管理体制だと。もうちょっと、その具体的に管理体制と言っても、それは例えば、町長と部長とセンター長の間の管理体制なのか、センター長から職員さんの管理体制なのか、M i i M o運営委員会に対する何かの管理体制なのか、いろいろあると思うんですけれども、具体的にガバナンス、M i i M oの窓口に行って、ガバナンスに問題感じていますから見直そうと思っていますとかと簡単に言われるんですけれども、具体的にはどういうところの行き違い、管理不徹底、どういうんですか、ガバナンスという言葉をもうちょっと深く解説していただけますか。

○議長（瀬角清司君）　森田町長。

○町長（森田浩司君）　運営している中で、運営委員会のメンバーの中からもご意見がありました。この運営委員会の位置づけというところが、まだ曖昧になっているところがあるんじゃないかな。強いて言えば、責任を負い過ぎている部分があるんじゃないかな。議員の中でも、運営委員会の委員が言ったから、こうなったんだろうという誹謗中傷じゃないですけれども、そういうことを言われることもあるという中で、住民さんにそこまでの責任を背負わすのかというような議論も中ではございます。そういうところを公の施設として、そこをどういうふうな役割分担で責任の明確化をするということが、今回のガバナンスの見直しの重要な点かなというふうに感じておりますので、そういう観点からのガバナンスを見直していくというところで、それぞれの役割、行政たるものとの役割、運営委員会の役割、また、利用者さん等々、それぞれのステークホルダーの役割を明確化しながら、それぞれ、どう連携していくのかであったりというところをM i i M oクラブ含めて、そういう在り方のガバナンスというところを、今回、整理をかけていきたいというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君）　松本議員。

○5番（松本　健君）　最後に一言加えさせていただきます。

今の話の中で言うと、ガバナンスという、どういうところかというと、役場と運営委員会

の責任分担であったり、その間というふうな感じが、それだけとは限らないけれども、問題に感じているかなと思いました。いろいろ職員さんも代わられましたけれども、前の職員さんのときに、例えば、支出の詳細なところという話をしたら、それは運営委員会がよしとして決めているもので、決まったことを最後に役場は報告をもらっているだけだ。収入とかに関しても、ある意味、条例では決まっているけれども、運営委員会に入って、運営委員会でやっていることを私たちは遠巻きに見ているだけだというようなふうに受け取れるようなやり取りがありました。まだ、その運営委員会というのも年が浅いし、その辺も含めて、かなり大きな比率で役場側が受け持たないといけない状態だと思っていますので、そのガバナンスの見直しといった場合に、私個人の意見ですけれども、そういうことも考慮して進めなければなと思います。

これ、もう待ったなしだと思いますんで、言われたらやりますというんじゃなくて、頑張って進めていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬角清司君） それについて回答はいらないですか。森田町長。

○5番（松本 健君） はい。

○議長（瀬角清司君） そうしたら、これで松本 健君の一般質問を終わりたいと思います。

---

#### ◇ 渡辺哲久君

○議長（瀬角清司君） 続きまして、6番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

渡辺哲久君。

○6番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

まず、三宅町つながり総合センター解体工事についてです。

今年度予算において、三宅町つながり総合センター解体工事が予算化され、予定価格9,766万6,800円で6月3日に入札が行われました。予算書によれば、財源のうち9,000万円は公共施設等適正管理推進事業債で賄うことになっています。つながり総合センターでは、2014年4月より指定管理によって、建物管理と学童保育・児童館の運営がなされていましたが、町による耐震診断の結果、土地と建物がつながっておらず、倒壊のおそれがあるという信じがたい事実が確認され、2016年12月に学童保育が急遽、小学校に移転せざるを得なくなりました。学童保育は移転しましたが、児童館は再建されないまま、今日に至っています。また、総合センターは、災害時には近隣住民の一時避難所と指定されていましたので、災害

対策でも痛手を負いました。河川堤防の曾我川沿いの上但馬南部、小柳地区の西側3分の1ほどの地域は、三宅町内ではほぼ唯一、河川堤防の決壊、または洪水氾濫流によって家屋倒壊が想定されています。町内では洪水対策の優先度が高い地区です。

町長に質問します。

1、今回、町が建物を解体するという方法を選択した理由は何ですか。

2、上但馬自治会からは、災害時の一時避難所を造ってほしいと要望書が町に提出されています。一時避難所について、今後の跡地利用に関連して検討する予定はありますか。

3、解体工事の入札の仕様書でも、解体される児童館・集会所とともに屋根や天井、床、壁などにアスベストが含まれている可能性が示されています。町が現在把握しているアスベストの現状と解体工事で考慮すべきことについてお答えください。

2つ目の質問です。

3月議会で採択された請願に対する行政の方針について。

3月議会の予算審査特別委員会において、一般会計2024年度予算が議員全員の反対で否決され、5つの事業をめぐって、議会側から反対意見が示されました。その中の一つ、地域人権学習事業については、事業の継続を求める請願書が町民から提出され、議員全員の賛成で採択されました。三宅町地域人権学習講座と中学生の生きる力としての学力保障の支援を行う教室の2つの事業で構成されていますが、議会は事業をよりよいものにするために見直しする場合でも、事業を継続しながら見直していくべきと意見を述べています。町長も請願に対して、どう応えていくのか明確にすべきだと思います。

町長に質問します。

1、町長はこの請願にどう応えていくのか、基本的な考えを聞かせてください。

2、予算修正で復活した地域人権学習事業の2つの事業について、いつ、何を、どう進めていくのか、町長の考えを明らかにしてください。

3、事業をよりよくするために見直しの作業をしていく場合、どの部局の責任で、どんな人たちと、どのような日程で進めていくのか、町長の考え方を示してください。

質問は以上です。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

なお、三宅町つながり総合センター解体工事についてのご質問については私から、2つ目の3月議会で当初予算案が否決されたことについてのご質問につきましては、請願の対象と

なる事業が教育委員会事務局の所管事務でございますので、教育長からお答えをさせていただきます。

では、1点目の三宅町つながり総合センター解体工事についてのご質問にお答えしますが、さきの辰巳議員からのご質問への回答とも重複するところがございます。ご了承いただけたらと思います。

まず、今回、町が建物を解体すると判断した理由ですが、平成27年の耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いとの診断を受け、耐震性が基準値を大幅に下回り、建物を安全に使用することができない建物と判断されました。

その後、議会でもセンターを解体すべきか、または、耐震補強を含めた改修工事をすべきかが議論されましたが、改修工事には莫大な費用とともに長期の工事期間が予測されることから、学童保育や児童館の機能への影響を考慮し、機能の移転とともに、当時、当面の間、当該センター建物の使用を中止すると決定されたものでございました。

その後、経年劣化も進む中、いたずらに建物の耐用年数を延長できるものではなく、何かの対応が必要となってきた折、新たに複合施設の建設を決定いたしましたので、その建設費用への財源対策として、中央公民館の除去とともに公共施設の機能を集約し、令和7年度末までに集約元の建物の除去することを条件とされた財政的に有利な地方債の借入れを行ったことも時期的要因の一つでございます。

次に、避難所などとして検討する予定はありますかとのご質問ですが、さきの辰巳議員へのご回答でも申し上げましたとおり、センター跡地の利活用については、そのまま更地とするより、何かしらの有効活用をすべきであり、様々な観点からの検討を要するものであると理解しております。

解体工事につきましては、年末までに完了する予定でございますが、跡地の利活用については、地元自治会との協議はもちろんのこと、議員皆様からのご意見も頂戴しながら検討し、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

最後に、建物のアスベストの現状と、町が解体工事で考慮すべき点についてですが、設計図書でアスベストを含む建材についてを示しており、適正に処理と処分をすることを明記しております。ただし、吹きつけ断熱材である建材については、アスベストの分析を行い、含有が認められないとの結果が出ております。いずれにいたしましても、解体工事においては、作業の音、粉塵への対応を適切に行い、付近住民に極力ご迷惑がかからないよう配慮し、ご理解得られるよう工事を進める必要があり、皆様のご理解が得られるよう工事を進めてまい

りたいと考えております。

以上で私の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 3月議会で採択された請願に対する行政の方針について、事業の担当である教育委員会よりご回答申し上げます。

3月議会におきまして、人権学習講座につきましては、これまで全て委託事業として実施しておりましたが、今年度からは教育委員会事務局主導で講師を選定し、実施することを想定し、予算計上しております。また、中学生の学習支援事業につきましても、今年度より開始するコミュニティースクールの地域ボランティアや地域おこし協力隊との連携により、町独自での実施が可能であるとの見通しから、予算の削減をご提案させていただいたいた次第でございます。

しかしながら、渡辺議員をはじめとする議員各位より人権学習講座については、2025年度に三宅町が式下中学校組合の管理長として多忙になると予想されることから、人権学習の企画運営の懸念が示されました。また、中学生の学習支援事業につきましては、現状において、これまで実施していた週1回、2時間程度の学習機会を町単独で同等の質と量を維持することは困難ではないかとご指摘をいただきました。今年度に入り、教育委員会事務局内にて、改めて慎重に検討を重ねました結果、議員の皆様からのこれらのご意見を真摯に受け止め、3月議会での予算組替えによる修正案に基づき、人権学習講座及び学習支援事業の2つの事業を今年度も業務委託により実施することといたします。町民の皆様の人権意識の向上、次世代を担う子供たちの教育機会の確保にご理解・ご尽力いただき、熱心にご審議賜りましたこと、改めて深く感謝申し上げます。また、この場をお借りし、三宅町が人権を重んじる町であることに変わりはないことを改めて強調させていただきます。

両事業の実施に向けて、公募型プロポーザルによる事業者選定を進め、速やかに事業を開始する予定でございます。特に、学習支援事業につきましては、請願書に民間の塾に通えない子供や、学校に居場所を見つけにくい子供たちの学習を支えるかけがえのない場であり、廃止しないでほしいとの住民の皆様からの切実な声が寄せられております。議員の皆様と同様に、教育委員会もこの切実な思いを深く受け止めております。ただし、これまで本事業は、中学校の先生方の放課後も子供たちのために何かしたいという崇高なご厚意によるボランティアに支えられてきたという経緯がございます。

しかしながら、本事業はあくまで町の委託による公共事業であり、原則として先生方のボ

ランティア参加を前提とした事業計画は、本来、あるべき姿ではありません。先生方の働き方を軽視することは、決してあってはならないと考えております。

つきましては、今年度からの事業実施においては、生徒募集の案内に先生も勉強を教えに来てくれる旨を明記することや、ボランティア参加された先生方の回数などを事業成果として報告を受けるといった、これまでの慣例は見直してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員の皆様方にご可決いただきました予算組替えによる修正案を最大限に尊重し、教育委員会所管の2つの事業を上記の経緯により、業務委託にて実施させていただく予定になることをご説明申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員、再質問。

○6番（渡辺哲久君） 順番が逆になりますが、先に人権教育推進事業について再質問します。

請願の採択を含めて、町議会から発したことについて、三宅町としてしっかりと受け止める。とりわけ三宅町が人権を重んじる町であることに変わりはないことを改めて強調させていただきますという一文については、私たちも心に刻んで、胸に置いていきたいと思います。

具体的な私の質問に対して、答えが返っていない部分がありますので、その点については、町長に直接お尋ねしたいと思います。

何度か今日の委員会の中でも対話という言葉が論議になりましたが、意見が対立しているときに、どう論議していくのかというのが難しいんだけれども一番大切なポイント、そういう矛盾を抱えて、どう解決して前進していくのかということが大きな問題、大切な問題であるほど、そういう意見、相違は当然生まれますから、そこが非常に大切だと思うんです。

今回に関して言えば、当初予算で町長が示した方針は、中学生の学習講座に絞って言いますが、中学生の学習講座については廃止する、町長、いろんな言い分はあると思いますけれども、基本的に中学生の学習講座は廃止する。請願と議会の意思としては継続すべきであるというのが多数の意見だった。そういう2つの意見の対立があるわけです。この2つの対立の中で、町長は、質問としては、請願に対して町長としては自分の意見とは違うけれども、出された請願に対して、町長としてはどう対処するんですかという1つの質問です。それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 真摯に受け止め、今回、事業実施という形でお答えをさせていただいたという形になります。決して、それを無視することではなく、予算はつきましたけれども、やり方というところ、内部で議論するところでございましたので、そういった部分では、先

ほど教育長が申したとおり、今までのことも大切にしながら、請願も重く受け止めた上で、今回、こういった形で新たな事業を組立てをさせていただいたというところでございます。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） ということは、意見が違う、もっと言えば対立している相手であったとしても、こういう経過を経て、中学生の学習講座継続してほしいという声に対しては、耳を傾け、対話をするという姿勢は、町長は顕示しているということですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そのようで変わりはございません。また、そういった中で、どういう見直しをしていくかというところに関しましても、議員の皆様と対話を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） ちょっと質問の通達、通知が早いもんですから、タイミングずれていますけれども、今、ちょうど人権学習講座と中学生の学習支援が公募され、プロポーザル審査の手続が進みつつある段階です。それで、中学生の学習講座の仕様書が公表されましたから、それを見ると、重要な変更が行われていました。仕様については、見直しも検討されているということなので、いろいろ留保はあるかも分かりません。取りあえず、最初、公表されたものについては、小学校の6年生も学習支援の講座の対象に加えること。それから、不登校児を対象にすること。それから、学校教員のボランティアの参加を求めないことということが仕様の中に書き込まれていました。もちろん、それは、こういうことをめぐっての町長や町の意志や考えというのがあるのは当たり前だし、いろんな意見を持たれるのは当たり前だと思うんですけども、こういうテーマこそ事業継続しながら、一緒に町民と論議しながら考えて、答え出していこうよ。どうやってこの人権教育推進事業の質を高めていくのか、よりいいものにしていくのか。もっと若い世代にも本当に人権として誇れる町、三宅をどうやったら引き継いでいけるのか。それは課題がないとは私も全く思っていません。こういう大きなテーマに向けてアプローチするためには、そういう対話が絶対に必要だというふうに思います。それをいきなり仕様書でバンと町の考え方、町長の考え方盛り込んで、これに乗れるか乗れないかというやり方は、ちょっと対話とは相反するんじゃないかなと思いますが、町長いかがですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 本町におきましては、子供たちの居場所づくりに非常に力を入れてき

ている経過がございます。渡辺議員にもご理解いただきながら、ティーンズLINK、高校生・中学生の居場所づくりであったり、不登校G—LOVE等々、基本的な考え方、どこでも合う場所で子供たちが、どこかに合う場所があって、居場所があればいいというふうに考えています。居場所は多ければ多いほどいいというところは感じています。ここが合わなかったら、次の場所という形で、どう子供たちの居場所をたくさんつくっていくかというところを行政の課題としながら、居場所部会等々を立ち上げて、今、事業等々進めてきているとこでございます。

本見直しに関しましては、そういった居場所づくりにこの事業をさらにプラスアップすることで、事業者の方にご協力いただきながら、そういった居場所づくりをもう一つ、議員の皆様からも、そういった居場所が大事だというような請願の中でもそういった部分もございましたので、そういった居場所を増やしていきたいという思いで、今回、見直しをかけたところでございますので、どの目線かというと、事業をかなえる中では、そういった視点も取り入れて、大切にしたいという思いから、こういった見直しをかけさせていただいたところでございます。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 町長の思いは別に否定しません。町長の考えもあるでしょう。だけれども、この前の議会の請願の採択や議会での議論は、そういうことを町民と一緒に論議しながら、議会にも参加して、一緒に論議して決めていきましょうよ。こんなふうにいきなりぱっと切り捨てる。何の論議もしないで、突然、予算書から消えている。そんな乱暴なやり方はないんじゃないですかというのが3月議会で町長に対して、議会の場からお伝えしたかったことじゃないかと思うんですが、そういうふうには受け止めておいでにはなりませんか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） おっしゃっていることは、そういった形で反対いただいたということは、重く受け止めているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 例えば、小学校の6年生を対象に加えるということを、これを本当でやろうと思ったら、物すごくいろんなテーマがあります。例えば、小学生と中学生の教育の学習の質というのは変わりますよね。小学校6年生と中学生が一緒に勉強することはいかに困難なのか。それとか、例えば、時間帯。今、中学生向けの学習塾の時間帯は、7時から9時という夜遅い時間帯です。その時間帯に小学生が出て来れるのか。学童保育でいる

子供たちは、じゃ、彼らはどうなる。いろんな論点が当然出てくるわけですよね。そういうことをみんなで話し合って、いろんな意見を出し合って、時間をかけてみんなで合意していく。それによって、町長の考えと、例えば、請願を出した住民の考えの間の溝が埋まっていく可能性はあるわけです。今こそ、そういう意見が今のまま、真っ向対立している、廃止か継続かと真っ向対立している間にちゃんと対話をして、論議して進めるべきで、いきなり仕様書でこうやってパンと町長の考えはこうです、これに乗るか乗らないか、乗らないなら応募してもらわなくていいからみたいな、言わば強権的なやり方をすると、対話の道は途切れるというふうに思いませんか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 仕様の細かいところまであれなんですけれども、たしか一緒に学んでほしいというような仕様ではなかったと思います。別々でというような形と、時間を小学生を夜だけにしろというような仕様にはなっていなく、土日とかもできるような、昼間もできるような仕様になっていたと思います。そういったところの渡辺議員おっしゃった、その課題のところは、そういった仕様を緩和した中で、たしか提案をいただけたらという流れになっていたと思います。これ、ちょっと記憶が、内容まで細かいところまで合っているかどうかというのは不安なところもございますけれども、今、おっしゃった部分に関しては、仕様の中でそういったバッファーを持たせた中で、対応していくということを提案をさせていただいているところでございます。また、対話は非常に大事にしていきたいと思いますけれども、やはり公共事業でございますので、そのためにはどの目線でおっしゃっているのかどうかはあれとしまして、そういったところをしっかりと町の思いも含めて、仕様に載せさせていただいて、一緒に目標達成ができるような事業者さんと共に、お互い切磋琢磨できるような対話をこれからも受託された事業者さんとも、そういった対話をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

事業実施に当たっても、様々な課題、新しいことをチャレンジすることでございますので、そういったところでは、現実的にできないことも多々あるかなと思いますけれども、そういったところはしっかりと話し合った中で、現実的にどうしていくかというところは、しっかりと聞く耳を持ちながら、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 町長、ちょっと落ち着いて聞いてください。

今の答弁、私が伝えたかったことと全くずれています。私が聞きたかったのは、町長には

町長のそういう考え方もあるでしょう。例えば、時間帯をずらすとか、いろんなやり方もあるんじゃないですか。そういう意見を町民と共に立ち会って、どうやったら解決できるのか、そういう対話を真っ向、事業の継続か廃止となっているときに、そういう論議を交わし合って、結論を一緒に出していくという姿勢が必要じゃないですかと聞いているわけです。今、お答えになったのは、私が言った、例えば、こういう疑念があります、こういう心配がありますということに対して、町長はこういう解決の仕方があります、こういう解決の仕方がありますというふうにお答えになりました。その解決が正しいか、間違いかは別として、そういうことを論議して、みんなで答えを出していくというのが、あの請願書に対して向き合う姿勢ではないかというふうに聞いているんです。

○議長（瀬角清司君） 質問の趣旨が……

○6番（渡辺哲久君） どうでしょうか、町長。私の言いたいこと伝わっていますか。

○議長（瀬角清司君） 休憩しましょうか。

（午後 2時16分）

---

○議長（瀬角清司君） 再開します。

（午後 2時18分）

---

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

森内議員の中でもあったかなと思います。そういったところの見直しがある中で、事前ができるだけ、変わったところであったり、変わるところというのをコミュニケーションを取りたい、取っていくべきじゃないかというところの、そこと全く同じ趣旨かなというふうに感じておりますので、そこに関しては、しっかりと先ほど答えさせていただいたとおり、しっかりとそこはコミュニケーションを取りながら、対話を進めていくということを大事にしたいというふうに思っています。また、これ、本事業のみならず、全体を通したご意見かなというふうにも、今、ご質問の趣旨としては、事業全体の施策を見直す場合であったり、進めていく場合に、そういった丁寧な対話が大事じゃないかという、聞く耳がそこで必要じゃないかという趣旨かなというふうに認識をしましたので、そういった回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） そのとおりです。

確認したいことは、小学校6年生を対象に加えることがいいか悪いかということを、今、ここで論議して結論を出すことではないんです。そういう論議をする場をつくるということです。役場の側から。自分と相反する考えであったとしても、それが請願として出され、議会で採択された。じゃ、その現実を自分はどこでどう考えるかということを落ち着いて考えて、そういう話をする場を役場の側から、町長の側からつくり出していくということが住民との対話だと思うんです。同じ意見で、同じ方向に向いているときは、あんまり対話なんて問題にならないです。真っ向正反対の論議になっているときに、お互いの自分の正当性を主張し続けて、こうやっても対話にはなりません。さっき町長が答えてくれたことは、私の懸念に対して反論されたけれども、それはただの反論だから、それに対して、じゃ、私は私でまだ反論があります。そういうことをずっとやり続けたからといって、共通点が見いだされ、その矛盾を解決できるかといったらできないですよ。だから、請願書を出してくれた町民の皆さんもそうですし、中学生や小学生対象だったら小学生もそうだし、町の教育に関わってくださっている町民の皆さんとか、それこそ教育委員の方とか、そういう人たちみんなから意見を聞く場をつくって、そこで時間をかけて、1年かけて、こういう方向がいいんじゃないかな、そういうもののほうが本当にこの人権教育推進事業の目的により近づく、いい事業に変わっていくんじゃないかなということをつくり上げていくことが大切だと思います。そういうことを、私、質問の3つ目で、どこの所管で、どういう時期に、どういうふうに話を聞く場をつくれるのかと聞いています。そういう場を私は教育委員会の下でやってもらえばいいかなと思うんですけども、何らかの形でそういう意見を交わしながら、そういう意見を寄せながら、みんなでいい方向を探し出していく、そういう検討をこれから10か月ぐらいですけれども、進めていくというお考えはありませんか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 事業見直しに当たっては、そういったところも必要性はあるかなというふうに思いますので、どういうスキームがいいかというのは、まだ今、この場ではイメージができていないところもありますけれども、そういったご意見参考にしながら、そういう意思決定過程というか、そのプロセスというのは、新たな形というところも含めて、考えていきたいと思っております。

特に、この事業については、渡辺議員の強い思い入れもございますので、この事業を皮切りに、全事業はなかなか厳しいかも分からぬですけれども、一つのテーマとして、こうい

ったところから取り上げていくということで、住民さんの参画というところにも、行政の参画というところにもつなげていきたいというふうに考えておりますので、貴重なご意見賜りましてありがとうございます。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 教育委員会もすごい忙しいということは百も承知ですが、ぜひ、この事業の見直しをよりよい、いい方向へ、いろんな人の意見を集める、聞いて、どういうやり方、細かいところまでは検討してもらつたらいいと思うんですけども、教育委員会が私は主体となってやってもらう。その委託事業者が主催してやるんではなくて、教育委員会の主体となって話を聞く場をつくって、あるいは、相互討論する場をつくってということで、ぜひ、忙しい中ではありますけれども、そういう努力をしてほしいと思います。

教育長、いかがですか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） おっしゃるとおりでございます。そのように進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 中学生の学習講座というのは、例年5月20日ぐらいの開講式といって、スタートしています。既に、1か月弱遅れているという状況があって、中学生が心配しています。ここに来る子供たちの中のある一定数は、高校受験のためのいろんな勉強の補充だというふうに思っている子供たちもいるので、その子たちは、このままするずるいつ始まるか分からん中で、じっと待っていたら間に合えへんのと違うかと大人に相談して、大人がじや、講座が始まるまで、取りあえずつなぎで勉強できる場つくろうかと言って、私的にそういうものを始めてくださっている方もいると聞いています。そういう状況があるので、中学生に対して、別に中学生全員が参加するわけではないですけれども、中学生に対して、取りあえず時期は遅れているけれども、ちゃんとやるから安心してくださいという、そういうメッセージを伝えてあげたほうがいいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） もちろん、そのつもりで事業を進めておりますし、プロポーザルの準備もしておりますので、当然、そのように中学生には伝わるようであればお願いしたいというふうに思います。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君）　自分たちのほうをちゃんと向いて、本気で意見も聞いて、一緒に上り上げようとしてくれるんだなと感じられたら待てると思うんです。適当にあしらわれていいんだと思ったら、もう知るかとなってしまうので、ぜひ、そういうことも大切にしてください。この件については、これで終わりにします。

1つ目のつながり総合センターの工事の関係のやつは、時間がないので、アスベストの件だけ。

アスベストに関しては、一応、法でこういうふうに扱いなさいとか、こういう検査をしなさいとか定められていると思うんですけども、委託して、仕様に示して、ちゃんと責任を持って処理しなさいとなった場合に、それを最終結果、正しくちゃんと処理したかどうかというのを、確認する仕組みはあるんですか。

○議長（瀬角清司君）　森本部長。

○総務部長（森本典秀君）　最終は確認するすべはあると思っています。

○議長（瀬角清司君）　渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君）　詳しい経緯忘れましたけれども、近隣でそういうことをいい加減にやって、違法工事が行われて、まき散らされたという事例も聞いたことがありますので、役場としては仕様書に書いた上で責任は終わりじゃなくて、最終結果、きちんと働く人にとっても、近隣住民にとっても安全であるという、安全に工事が行われたということが確認できるように、役場の責任を果たしてほしいと思います。

○議長（瀬角清司君）　森本部長。

○総務部長（森本典秀君）　後で証明とかもありますし、もちろん、今回、予算いただいている設計監理のほうも管理業者がきちっとするとしています。もちろん役場も、もちろん事務局も関わってになりますが、その辺はしっかりと見ながら、迷惑のかからないようにきっとやりたいと思います。

○議長（瀬角清司君）　渡辺議員。終わりでよろしいですか。

○6番（渡辺哲久君）　大丈夫です。

○議長（瀬角清司君）　これで渡辺哲久君の一般質問を終わりたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（瀬角清司君）　これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日10日より16日までは、各常任委員会開会のため休会といたし、6月17日午前10時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めるにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

(午後 2時28分)

令和7年6月三宅町議会第2回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和7年6月17日火曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 瞳 男	久 保 憲 史	川 鰐 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	吉 弘 拓 生
教 育 長	大 泉 志 保	総 務 部 長	森 本 典 秀
公共インフラ整備推進部長	岡 橋 正 譲	住 民 生 活 部 長	宮 内 秀 樹
健 康 子ども部長	植 村 恵 美	教 育 委 員 会 事 務 局 長	出 口 正
会 計 管 理 者	田 中 修 三	監 査 委 員	堀 内 庄 左 工 門

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議 会 事 務 局 長	堀 川 佳 則	モニタ ー 室 係	今 中 建 志
モニタ ー 室 係	内 野 孝 彦		

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	松 本 健	6 番 議 員	渡 辺 哲 久
---------	-------	---------	---------

令和7年6月三宅町議会第2回定例会〔第2号〕

議　事　日　程

令和7年 6月17日 火曜日

午前 10時00分 再開

日程第1 常任委員会委員長報告

- (1) 総務建設常任委員会委員長報告
- (2) 福祉文教常任委員会委員長報告

日程第2 発議第1号 三宅町学校教育特別委員会の設置について

追加日程第1 選任第4号 三宅町学校教育特別委員会の設置について

追加日程第2 議案第46号 令和7年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算について

---

◎開議の宣告

○議長（瀬角清司君） 令和7年6月三宅町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の議会を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（瀬角清司君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

---

◎常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬角清司君） 日程第1、常任委員会委員長報告についてを議題とします。

去る6月9日の本会議において、常任委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、6月11日午前9時30分より開会されました総務建設常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅本睦男君。

○総務建設常任委員会委員長（梅本睦男君） 令和7年6月、総務建設常任委員会、委員長報告させていただきます。

去る6月9日、第2回定例会本会議において総務建設常任委員会に付託を受けました諸議題について、11日に総務建設常任委員会を開催し、審査いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第35号 令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算について、総務部関係では職員の人事異動、退職に伴う人件費161万4,000円の減額、Jアラート新型受信機更新費用407万4,000円の増額、住基システム機器更改費用2,541万2,000円の増額、企業版ふるさと納税推進事業費339万7,000円の増額、ローカルスタートアップ事業費1,100万円の増額、奈良県スポーツ用品工業組合補助金45万円の増額、移住・定住・交流促進事業助成金の不採択による事業費の減額、予算調整による予備費404万8,000円の減額等が行われ、歳入予算では、Jアラート受信機更新に対する緊急防災・減災事業債400万円の増額、財政調整基金繰入金5,000万円の増額、地方経済生活環境創生交付金の交付決定に伴う国庫補助金の増減調整等

が行われています。

町づくり推進部関係では、地籍調査に係る交付手数料7,000円の増額、未登記用地の整理に係る公有財産購入費1,026万5,000円の増額補正が行われています。

以上が、令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算であり、次のような質疑を行いました。

総務部では、Jアラート受信情報の更新内容について、防災無線の現状と災害時の対応について、交付金の減額理由について、企業版ふるさと納税の取組内容について質疑を行いました。

質疑においては委員より、防災について有利な地方債を活用して、今後、防災システムの充実を図るため、防災全体について見直しを検討してはどうかとの意見もあり、理事者からは全体的な運用の見直しを検討していきたいとの回答がありました。また、交付金が不採択となつたことについては、新たな交付金申請にチャレンジした結果であり、来年度に向け、申請内容の改善や充実を図っていきたいとの回答がありました。

町づくり推進部では、町が所有する未登記用地の現状と今後の対応について質疑を行いました。

質疑においては委員より、全体的な未登記用地の現状を整理していく必要があるとの意見がありました。この議案第35号 令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算について、本委員会は全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第37号 三宅町隣保館・解放会館設置条例の一部を改正する条例の制定について、また、議案第38号 三宅町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件については、いずれもつながり総合センターの解体に伴い、施設の文言を削除するもので、隣保館における事業についての質疑を行い、本委員会はいずれも原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第39号 三宅町集会所設置条例を廃止する条例の制定については、つながり総合センターの解体に伴い、施設が除却されることから条例を廃止するもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第41号 工事請負契約の締結について（三宅町つながり総合センター解体工事）は、本契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもので、入札の実施内容と特殊工事の内容についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第42号 工事請負契約の締結について（今石井堰更新工事）は本契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもので、入札の実施内容についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第43号 財産の取得について（移動式エアコン）は、移動式エアコン8台を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもので、移動式エアコンの配備施設について、また、三宅小学校における体育授業での利用についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第44号 財産の取得について（住基系サーバ機器）は、住基系サーバ機器一式を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもので、入札の実施内容についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が総務建設常任委員会に付託を受けました補正予算案1件、議案7件の内容であり、慎重に審査を行いましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（瀬角清司君） 続いて、6月12日午前9時30分より開会されました福祉文教常任委員会の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、久保憲史君。

○福祉文教常任委員会委員長（久保憲史君） 去る6月9日、第2回定例会本会議において、福祉文教常任委員会に付託を受けました議案について、12日に福祉文教常任委員会を開催し、審査をいたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第35号 令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算について、住民生活部では、介護保険特別会計繰出金20万円の増額補正が行われています。

健康子ども部局では、地方創生ソフト交付金の不採択による助成金の減額、ティーンズL I N K事業における居場所づくり運営サポート経費50万1,000円の増額補正が行われています。

教育委員会事務局では、外部有識者の活用経費200万円の増額、I C T環境整備事業における教員用端末購入経費610万8,000円の増額。

歳入予算では、デジタル田園都市国家構想推進交付金の不採択による国庫補助金の減額、I C T環境整備事業におけるデジタル活用推進事業債1,630万円の増額補正が行われています。

す。

以上が令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算であり、次のような質疑を行いました。

健康子ども部では、交付金の減額理由について、ティーンズL I N K事業における統括リーダー育成支援事業の内容について質疑を行いました。

質疑においては委員より、健康子ども課と教育委員会における事業の実施内容について、事業を統合して行ってはどうかという意見があり、理事者からは、将来的には組織の見直しや職員の配置について検討していきたいと回答がありました。また、新たな事業に対する補助金申請については、全庁連帯して積極的に取り組んでほしいとの意見もありました。

教育委員会事務局では、国庫補助金の減額理由について、デジタル活用推進事業債について、外部有識者に対する費用の内容について、第3期三宅町教育大綱の策定と経過と位置づけについて質疑を行いました。議案第35号 令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算について、本委員会では全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第36号 令和7年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算については、介護保険システムの標準化に伴う事業経費20万円の増額、事務経費に対する一般会計繰越金20万円の増額補正が行われ、システム標準化に伴う国庫補助金の調整についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案40号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更については、廃棄物処理施設の開業に伴い、組合事務所の位置が変更されることにより規約を変更するもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、財産の取得について（児童用Chromebook）は、児童用Chromebook 269台を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであり、随意契約の内容について、児童用のパソコンの運用方法について、古いパソコンの利用について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教委員会の付託を受けました補正予算案2件、議案2件の概要であり、慎重審査を行ったことをご報告申し上げ、委員長報告とします。

○議長（瀬角清司君） ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に對し、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（瀬角清司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 私からは議案第35号 令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算を賛成討論の立場からさせてもらいます。

まず、今回、補正予算出てきたときに、3月議会で全員反対で否決したときのローカルスタートアップとティーンズLINK事業が加わっていました。内容を見たときに、ティーンズLINK事業に関しては、もともと出ていた分の約半分以下ぐらいの予算で上がってきたんですが、ローカルスタートアップに関しては、ほぼ満額、同じような内容で上がってきました。

内容を見たところ、3月議会で我々が言っていました、三宅町民、三宅町のためにならない事業じゃないかというところが改善されていて、結構、町民・町のためというような感じで、原課のほうが出してくれたのかなというのがこちらにも伝わってきて、当日の委員会のところでも賛成させてもらいました。

ただ、ちょっと残念やったのは、この事業に関しては、当初から、1年目、2年目のときからなかなか三宅町のためになっていないんじゃないかという投げかけは、こちらもしていましたんで、同じような内容が補正で出てくるんじゃなしに、当初予算で出しておいてもらいたかったなというのが、一つ残念でなりません。この手の事業をやられたときに、今まで、成功・失敗はありますけれども、我々が、理事者側からこういうところで失敗したけれども、次回はこういうところで改善していくというような感じの検証というのは少なかったように思いますんで、今回、この事業をされて、成功・失敗問わず、よかつた点・悪かった点とかいうのをまた検証も含めて、こちらに検証結果を出していただけるようなことを強く申し上げまして、私からの賛成討論とさせてもらいます。

○議長（瀬角清司君） そのほか討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（瀬角清司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第35号 令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第36号、令和7年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

議案第37号 三宅町隣保館・解放会館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第38号 三宅町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第39号 三宅町集会所設置条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第40号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りをします。

議案第41号 工事請負契約の締結について（三宅町つながり総合センター解体工事）を採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第42号 工事請負契約の締結について（今石井堰更新工事）を採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第43号 財産の取得について（移動式エアコン）を採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第44号 財産の取得について（住基系サーバ機器）を採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第45号 財産の取得について（児童用Chromebook）を採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬角清司君） 日程第2、発議第1号 三宅町学校教育特別委員会の設置についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

提出者の渡辺哲久議員より提案理由の説明を求める。

渡辺哲久君。

○6番（渡辺哲久君） 三宅町学校教育特別委員会の設置について、提案理由を述べます。

三宅小学校校舎が耐用年数を迎えるとしており、校舎建て替えも選択肢となっている。どんな建物を必要とするかは三宅町で今後どんな学校教育を目指すのかという問題と不可分である。小学校は地域の核であり、学校教育の将来像は三宅町のまちづくりの核である。町民とともに、町民の参加を得て、一緒に論議し決めていくべき課題である。

本委員会は、以下の役割を果たすことをめざして設置する。

- 1、少子高齢化が進む日本で、各地で進む小学校・中学校の義務教育のあり方をめぐる摸索や実践を議会として調査していくこと。
- 2、その調査結果を生かし、町民とともに全国各地の実践を学ぶ場を創り出していくこと。
- 3、その学びを生かして、三宅町における学校教育の将来像について町民・行政・議会で意見を出し合い論議する場を創り出していくこと。
- 4、その論議を重ね、学校教育の今後の方向性を可能な範囲で町民とともに整理し、可能であれば提言をまとめていくこと。

本委員会の活動は、教育委員会を始め三宅町行政との協力が不可欠であり、より良い対話を重ねながら進めていくこととする。

以上です。

○議長（瀬角清司君）　ただいま渡辺哲久議員の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「ありません」と発言する者あり）

○議長（瀬角清司君）　質疑なしと認めます。

質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（瀬角清司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第2、発議第1号　三宅町学校教育特別委員会の設置についてを採決したいと思います。

本件を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

---

### ◎追加議案の上程

○議長（瀬角清司君）　お諮りします。

本日の議事日程に追加案件として、選任1件、議案1件を上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君）　異議なしと認めます。

よって、選任1件、議案1件を追加することに決定をいたしました。

追加の議事日程及び議案書を配付いたしますので、しばらくの間、お待ちください。

(議案配付)

○議長（瀬角清司君） 配付漏れございませんか。

(発言する者なし)

○議長（瀬角清司君） ないですね。

---

◎選任第4号の採決

○議長（瀬角清司君） 追加日程第1、選任第4号 三宅町学校教育特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

三宅町学校教育特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

したがって、三宅町学校教育特別委員会委員の選任については、配付いたしました議案のとおり選任することに決定をいたしました。

---

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬角清司君） 追加日程第2、議案第46号 令和7年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和7年6月三宅町議会第2回定例会に追加で提出をいたしました議案第46号 令和7年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算についてご説明いたします。

今回の補正については、開発行為に伴う下水道法第16条による既設公共下水道マンホールへの接続のため、緊急に管路用地の買収が必要となつたため、補正予算を上程するものでございます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

まず、収益的支出において、21款下水道事業費用、5項営業費用、5目管渠費にて3万

7,000円を増額し、同款90項予備費にて190万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

次に、資本的支出において、41款資本的支出、5項建設改良費、5目固定資産購入費にて361万7,000円を増額し、同款90項予備費にて74万6,000円を減額するものでございます。

なお、6ページ、8ページのそれぞれの収入につきましては、他会計補助金において、収益的支出及び資本的支出の増減額を調整しているものでございます。

以上のことから、今回の補正予算については、予備費の範囲において充当を行っており、下水道事業会計内にて予算調整をしているもので、補正前の予算額に変わりはございません。

以上が今定例会に追加上程いたしました下水道事業会計第1回補正予算の提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（瀬角清司君）　ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（瀬角清司君）　質疑なしと認めます。

質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（瀬角清司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

議案第46号　令和7年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

---

◎閉会中の継続審査について

○議長（瀬角清司君）　お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（瀬角清司君） 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにいたします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和7年6月三宅町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和7年度三宅町一般会計第2回補正予算をはじめとする補正予算3件、その他議案9件、報告1件、同意3件の重要案件について慎重審議いただき、全議案ご可決を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

まず、今回の議会では、3月議会にて組替え動議の対象となった3つの事業について、見直しを行い、補正予算にて上程させていただきましたが、議員の皆様の熱心なご審議の上、このたびご可決賜りましたこと感謝申し上げます。

3つの事業はもとより、全ての事業において住民の暮らしを守り、持続可能な町づくりを目指す上で重要な事業でございます。今後とも議員皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、来月27日には、第4回教育フォーラムを開催し、映画「夢見る小学校 完結編」を上映後、教育評論家の尾木直樹氏をお呼びし、三宅町在住の中学生を交えて、教育長とのトークセッションを予定しております。また、第二部では、議員の皆様からの住民の皆様への周知についてのご意見も踏まえ、この映画をきっかけに、町民の皆さんと未来の学校について一緒に考える時間もつくりたいと考えております。間もなくホームページやチラシ等で周知いたしますので、議員各位におかれましても、お忙しいことと存じますが、ぜひご予定に加えていただけますようお願い申し上げます。

最後に、これから徐々に蒸し暑くなる季節をを迎えます。議員皆様におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和7年6月第2回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（瀬角清司君） 以上で令和7年6月三宅町議会第2回定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、慎重なる審議をいただきまして、ありがとうございました。

（午前10時33分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員